昭和二六年(あ)第二七一八号

決　定

本籍並びに住居　佐賀県東松浦郡鏡村大字半田中組四四五九番地

農　業　米　倉　キ　ク　ノ　大正二年二月七日生

右酒税法違反被告事件について昭和二六年六月一三日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人宍戸雄蔵の上告趣意第一点について。

論旨中判例違反を主張する点あるもその実質は原審が引用した第一審判決の証拠説明の不備を非難するものであつて、論旨法令違反の主張と共に上告適法の理由に当らない、（なお所論第一審判決の判示第四の事実中「水約五合」とあるは挙示にかゝる各証拠を比照し「水約五升」の誤記と認むべきである）。

同第二点及び被告人の上告趣意について。

所論は量刑不当の主張であり上告適法の理由とならない。

三月三〇日決定　　昭和二六年(あ)第二七一八号

三月三〇日決定　昭和二六年(あ)第二七一八号

また記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第二七一八号

被告人　米倉キクノ

弁護人宍戸雄蔵の上告趣意

第一点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令又は判例違反があるので破棄を免れぬと思料いたします。

(一)　原判決はその第四の事実認定自体に矛盾がある。

即ち原判決は本件犯罪事実を認定すのに『原判決（第一審判決）摘示事実はその挙示する証拠によつて認めることが出来る』（記録第六六丁）と第一審判決を容認支持し右第一審判決の判示第四には犯罪事実として『昭和二十四年八月二十三日頃五斗容甕一個、干甘藷十貫を蒸したもの、米麹約二升、水五合を原料として仕込み醗酵せしめ以て其頃焼酎醪約五斗を各製造したものである』（以下省略、記録第四八丁）と認定しその密造工程に於て「水五合」を加いたと認定しているが此の場合判示認定のように真実に五合の水を加へたとすればその結果は焼酎醪一斗余り位しか出来得ないことは醸造学上及企業醸造工程の経験上明白である。

処が本件密造にかかる焼酎醪の現在した容量は五斗である（証検第一、二、五号起訴状、第一審判決。第二審判決は第一審判決を容認支持）。従つて本件密造工程に於ける加水の量は証検第二号の記載のように、必らず『五升』でなければならい筈である。

して見ると原判決第四（従つて第一審判決第四判示も同断）は本件密造工程を認定するに当りその結果の発生が絶対に不能な密造工造の行為（即犯罪事実）のあつたことを認定し而も結果に対する事実認定は右密造工程の行為によつては不能である処の現実に存在した容量五斗の焼酎醪が恰も右不能密造工程の行為に因つて醸生されたように認定したのであるから、醸造原由である密造工程の行為とその結果である醸生容量との間に両立を許さぬものがあるので破棄すべき

ものと信じます。

(二) 原判決判示第四(第一審判決判示第四も同断)は採証の原則、証拠判断の誤り、事実認定と証拠説明とのくいちがい、審理不尽の何れかがありそれが判決に影響を及ぼすから破棄されねばならぬと信じます。

(イ) 採証の原則に反している。

即ち右判示第四の犯罪事実認定の証拠として(1)唐津税務署の唐津検察庁に対する告発書(証検第一号、記録第二一丁以下)、(2)被告人に対する検察事務官の供述録取調書(証検第五号、記録第三〇丁以下)、(3)被告人に対する大蔵事務官の録取した顛末書(証検第二号、記録第二四丁以下)及其の他の証拠標目を示して(記録第四八丁)採証綜合しているが右証検第一及五号の各(四)に於ては焼酎醪五斗製造工程中「水五合」を、又右証検第二号の(四)に於ては右工程中「水五升」を加いた趣旨の記載がある。又、本件密造工程を認定するについての判文の中に「水五合」とある点から見て右証検第一、五号(四)記載中「水五合を加いた」趣旨に拠つたものであることか明瞭に看取出来ると同時に右証検第弐号(四)記載の中で密造工程に於て「水五升」を加いた趣旨の部分は証拠の標目として掲げられてはいるが所謂証拠の中で判示にそわなかつた部分はこれを採用しなかつたものと判断したと解釈される(昭和二六(れ)第二〇〇一号同年一二月二五日最高裁判所第三小法廷判決、集五、一三、頁二六三〇参照)から此点で原判決(第一審判決も同断)は採証の法則に違反していると信ずる。

即ち本件密造は干甘藷約十貫、米麹約二升の外水五升を加いて蒸したから容量五斗の焼酎醪が現実に醸生されたのであつて此の場合の水五升を加いた事柄を証明する証拠としては右証検第二号が唯一無二のものであり且つ又この証拠で充分であるし、又証検第二号は大蔵事務官が犯罪場所に臨み被告人について最初に直接に調べその場で録取したものであるからその供述も録取も最も正確であるし焼酎醪五斗の醸生の工程には水五升を加いて仕込むのは醸造学上

及企業としての醸造工程上の公式であるのに鑑みれば、右判示第四の事実証明はどうしても右証検第二号に依拠しなければならない筈のものである。

然るに原判決第四の判示は唯一無二の証明力ある最も重要な証検第二号を排したのみならず却つて反対に判示事実を不能の結果を招来する部分を採用しているので採証の原則に反すること明であると信じます。

(ロ) 原判決判示第四は証拠判断を誤つている。

即ち右事実認定の証拠として証検第一、五号(四)記載中「水五合」を加いての趣旨を採用しているが容量焼酎醪五斗は密造工程中加水五合によつて出来ないのに出来ると判断を誤つたのは、実に右証検第一、五号四の記載の中に「水五合」とあつたのを鵜呑、過信した誤りから起つたもので結局証明力のない部分を誤断したのに帰すると信じます。

(ハ) 原判決判示第四は事実認定と証拠説明とのくいちがいがある。

即ち右事実認定するのに証検第二号(四)記載中の加水五升の趣旨の部分を証拠に採用すれば、真実と判示認定と証拠説明とが齟齬なくすらすらとなるのであつたが証検第一、五号(四)記載の加水五合を証拠に採つたので事実認定と証拠説明とにくいちがいが出来ていると信じます。

(三) 原判決判示第四については審理不尽がある。

即ち証拠相互間に両立を許さないものを含んでいる場合に於ては先づ何れが真実に合致するかを探究審理しその認定にそうものと判断された証拠について認定にそわない証拠と判断された証拠と矛盾するものが含んいるときは釈明権を行使してこの点を的確明瞭にしなければならないのに、原審判決の判示第四(第一審同断)は漫然として審理をつくしていないと思料致します。

(三) 原判決判示第四(第一審判決判示第四も同断)は判例に違反している。

即ち判示第四の事実を認定するのに証検第二号を単純無条件、無保留除外部分も示さずに採用したものとなすならば本書第一点(二)(イ)にある数個の証拠を不可分的に綜合して認定したことになり、それはひいて数個の証拠の中に重要な部分について相互に矛盾を含んで居りそれを綜合しては事実認定に矛盾を来すからこの証拠説明の方法は違法である。本件に於て証検第一、五号(四)記載の水五合を加いることによつては焼酎醪五斗の容量は出来得ない証拠であり反対に証検第二号(四)記載の水五升を加いればそれで醸造学上及企業としての醸造工程上容量五斗の焼酎醪を造られ得る可能性が認められる証拠である場合に唯単に証拠の標目として示したのみなるときは証拠説明として判例違反であると思料致します。(昭和二二年(れ)第二九七号同二二年三月九日最高裁判所第三小法廷判決、集二、三、頁一六八参照)

第二点　原判決は量刑が甚だしく不当で、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するか憲法の精神に反するかの違法あるものと思料致します。

即ち本件はその動機が主人の祖父の一週忌及初盆又主人が或る事件で世話になつた近所の人及田植などで世話になつた人への御礼(記録第十六及五七丁)のためであり第四の密造は第一乃至第三の事実によつて造つた酒が腐敗してスッパクなつた(記録第三八丁)為めであり密造資料の干甘藷は虫のついた売ることも出来ないものだつたのであり(記録第一七丁)被告人は財産もなく初犯であり再犯の虞も絶対にないと思料せられるし、且つ心臓病の持病者(記録第一七丁裏)でありその家族は病弱で子供の面倒も見られない六十二歳の老母、その上病弱の夫と子供四人を抱いて、一家中で働く者としては被告人のみ(記録第一六丁)で耕作反別も田約七段で段当収穫四俵である中から而も供出の割当米は完納し(記録第一七丁)ていると云ふので最低限度の生活を軽うじて営んで居るが如き状態の善女で而も世間づきあい上義理難い心の顕はれとして御礼の酒を出さなければならないと考いそれにしても酒の購入代がないと云ふ切迫つまつて本件密造をしたものでその情状は最も憐憫と云はなければならないと信じます。さればこそ原判決は「本件犯罪の動機、目的、被告人の

健康、資産並に家庭の情態を考慮するときは原判決(第一審判決)は過重であつて量刑不当と云はねばならぬ」と原判決(第一審判決)を破棄したのであるが原判決(第二審判決)の罰金の合計額は四万二千円であり無資産の被告人は不完納は必至と思料せらる結果、労役場に八十四日の間留置されねばならないのであつて病弱の老母、手のかかる子供、一家の唯一の支柱のない家族はいかにして此の間の生活を維持するか余りにも暗澹悲惨の科刑と謂はねばならぬと思料せられるので原判決(第二審判決)を破棄しなければ著しく正義に反するか、憲法第三六条に謂ふ残虐なる刑を科してはならないと規定した精神に戻る結果を招ぐに至る虞があると思料致します。

以上

昭和二六年(あ)第二七一八号

被告人　来　倉　キクノ

被告人の上告趣意

原判決は憲法違反であるので破棄されたい。

原判決は第一審判決を破棄して被告人を罰金三万二千円に処する判決をしたが、本件の犯情及被告人の境遇（被告人は病身であり且全く経済的能力なく結局労役場に留置されることになるから）に照らし量刑甚だしく苛酷であり、この様な被告にとり甚だ残虐な刑となる。

即ち憲法第三六条は残虐な刑罰は絶對に之を禁ずる旨の規定があり原判決は明らかにこの規定に違反するので、之を破棄され度上告した次第であります。

以　上

昭和二六年(あ)第二九六八号

決　定

本籍及び住居　福岡県八女郡横山村八重谷一三七五番地

食料品商　大　坪　豊　治　昭和六年一二月一二日生

右の者に対する放火被告事件について昭和二六年二月一五日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人古賀俊郎の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（上告趣意第二点は原判決の判断は当裁判所の判例にも違反すると主張するのであるが、その判例を具体的に示さないから不適法であるのみならず、所論は昭和二六年(あ)三一一五号、同二八年一月二七日第三小法廷判決に徴するも、これを採用し難いことは明白である）。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

三月三〇日決定　昭和二六年(あ)第二九六八号　一

三月三〇日決定　昭和二六年(あ)第二九六八号　二

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第二九六八号

被告人　大坪豊治

弁護人古賀俊郎の上告趣意

第一、原判決は明らかに実験則に背き事実に即しないものと認められる事実認定をなし、且つ著しく正義に反するものと認むべきである。

原判決は第一審判決が採証法則に違反し事実誤認をなしたものであるとの詳細な控訴趣意に對し、事実誤認はないとして簡單にこれを排斥し、

只控訴趣意の第三の(二)並びに第一を控訴趣意中の主要なものとして見解を示して、何れも簡單に論旨は理由なしとせられている。

然し右判決中、

(一)　風向の点について気象台の報告書によれば、北西の風、風速四、〇米/秒ではあるが現場附近は不明とあるから、現場附近の風向は不明であつたと簡單に結論しているが、控訴趣意書第三の(二)に詳述したように、現場檢証の結果による燒跡と右報告書と對比して頂けば現場附近の風向も北西であつたことは極めて明瞭である。又檢証調書による現場附近の状況よりして風速4、0米/秒(これは福岡における冬期中の通例的風向である)の風向を変更せしむべき局地的状況も何等ないことが明瞭であり、これは明らかに經驗則に違背するものである。

(二)　動機理由について偶発的犯行であるから動機理由のむじゆんは問題にならぬと結論し、第一審判決を是認しているが、第一審判決が認定している保險金詐取を目的とする放火を偶発的犯行の範圍に入れるということは全く吾々の常識外であり、従つて本件の如き保險金詐取を目的とした犯行に對し動機理由のむじゆんを簡單に許容することは經驗則に反す

るものといわねばならぬ。

(三) 更に特に弁護人が主張した控訴趣意第二の時間関係については全然判断を示きれていない。

即ち、

本件放火は時間的に不可能である。証人高崎茂（夜警番人）の証言によれば友新の店員（秋山忠雄）が夜警のために夜警小屋に来たのは午後十一時二十五分から三十分迄の間であり、来てすぐ秋山忠雄は煙草買に出たがその折に被告人も夜警小屋を覗いて居り、私山が煙草買に出たらすぐ未だ歸つて来ない間に火事騒ぎになつたというのである。友新（長田商店）の店員秋山忠雄の証言によれば、同人は午後十一時三十分頃夜警のため高崎茂の夜警小屋に行きそこで被告人と一寸話をし、すぐ往復十分位かかる所迄南京豆を買いに行き、詰所の北の角迄来たとき火事騒ぎを知つたという。この兩人の証言によれば被告人は本件放火を最大時間に見積つても十分以内に敢行したことになる。現場は夜警小屋から十数間はなれて居り、殊に現場の裏は暗い細い悪い裏道であり、これは到底不可能であるのみならず、理論的に可能なりとしても、この放火現場から十数間位の所に夜警のために来たばかりの夜警専従員と、夜警当番の人がいるのを知つて居りながらすぐその場から大急ぎで火をつけに行くとは常識上絶對に考えられない。然もその上原判決認定の如き類燒目的の放火がなされるわけはないのである。

なおその他の控訴趣意御参酌頂けば第一審判決の事実認定は明らかに実驗則に背き、事実に即しないと認むべきであり、この認定を支持した原審の判斷には重大な事実の誤認あり、この事実認定はもとより判決に影響を及ぼし、且つ著しく正義に反するものである。

第二、原判決は刑事訴訟法第三九七条に違反している。

被告人は昭和二十六年二月十五日原判決言渡当時満十九年の少年であり、従つて当然少年法第五十二条の適用をなすべ

きであるのに、第一審判決に於てこれをなしていなかつたのを漫然看過し、刑事訴訟法第三九七条、第三八三条を適用の上少年法第五十二条を適用しなかつたのは明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるもので、又御庁の判例にも違反するものと信ずる。

第三、原判決は刑の量定が甚だしく不当で著しく正義に反するものと信ずる。

仮に原判決に事実誤認の点なしとすれば被害人は少年であり、且つ智慮未熟の致すところであるのみならず、被害も亦極めて僅少に止まつて居り、現在では父の許で營々として農業を營んで居り、決し再びかかることをするとは考えられないので被告人を実刑に処するのは無意味であるのみならず、却つて將来ある被告人を殺すことになるのであるから、当然刑の執行猶豫により現在の状況を持續せしむべきであり、これを実刑に処した原判決は刑の量定甚だしく不当で著しく正義に反するものと信ずる。

以上

昭和二六年(あ)第三四二二号

決　定

本　籍　金沢市金石達磨町六四番地
住　居　同市下石伐町四番地
会社員　佐村清七
明治三七年一月一日生

本　籍　金沢市味噌蔵町下中丁一七番地
住　居　同市石坂町三九番地
軽飲食店業　田尻雅一
明治三三年一二月六日生

右麻薬取締法違反各被告事件について昭和二六年七月一九日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し被告人佐村清七及び被告人田尻雅一原審弁護人北山八郎から各上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人佐村清七弁護人芝芳雄の上告趣意は、憲法違反を云為するけれども、その実質は、量刑の不当を主張するに帰し、

三月三〇日決定　昭和二六年(あ)第三四二二号　一

三月三〇日決定　　昭和二六年(あ)第三四二二号

上告適法の理由にならない。

被告人田尻雅一弁護人北山八郎の上告趣意第一点は、憲法違反を云為するけれども、その実質は、麻薬取締法五七条二項について、独自の解釈を施して原判決の適法になした罰金刑の併科を非難するに帰し、上告適法の理由にならない。

同第二点は、判例違反に名を藉る量刑不当の主張で、上告適法の理由にならない。

また本件について記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第三四二二号

被告人佐村清七

弁護人芝芳雄の上告趣意

原判決は日本国憲法第十三条に違反し当然破棄さるべきものである。

その理由は左の通りである。

日本国憲法第十三条は「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する国民の權利については公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と規定している。この規定は個人の基本的人權の尊厳と公共の福祉による制限とが、常に均衡を保つていなければならぬことを明らかにしたものである。即ち一方にすべての国民は、先ず以て本来自由な個人としてその有する基本的人權は最大の尊重を拂われねばならない。但しその生命、自由及び幸福追求の自由は公共の福祉に反しない限りに於　尊重されるのであつて、その限度を逸脱すれば国家は立法その他の国政の上に於てこれを禁止し制限することができることを明らかにすると同時に、他方国家はそれとの基本的人權に對する立法、その他の国政上の禁止制限を加うるに付て飽くまでも公共の福祉を保持する必要の限度を守るべきであつて、それを超えてはならないということを明らかにしたものである。故に国家が立法その他の国政の上で公共の福祉の名に於て、個人の基本的人權を剝奪制限した場合、若し公共の福祉の保持の必要の適正限度を超えているならば個人は該法律その他の国家作用に對し、憲法第八十一条に從つて憲法違反による無効宣言を最高裁判所に請求することができなければならぬ。

これを罪刑立法と刑事裁判の基本たる国家刑罰權についてみれば、国家刑罰權は実に憲法第十三条にその根拠を有するのであつて、公共の福祉に反する個人の行為を禁止制限しこれに刑罰を科することは、その行為が公共の福祉に反すると

ころに根拠があるのであると同時に、一定の行為を犯罪とし、一定の刑罰を科する必要の限度を守つている限りに於て合憲性をもつのである。若ししからずとせんか国家は濫りに多くの犯罪と過酷の刑罰を法定し、刑事裁判を通じて具体化することによつて遂に個人の基本的人権は無制限に侵害され経るであろうからである。

さて犯罪は公共の福祉に反する行為であり、刑罰法令はそれに對する禁止制限の命令と、その命令を実効あらしめる手段としての人権の剝奪、即ち刑罰を含むものであるが、刑罰法令は刑事裁判によつて実現されるものである以上は、刑罰法令による一般的犯罪種類の規定及びそれに對する刑罰の種別限度の規定が憲法第十三条によつて、公共の福祉を保持する必要限度に止まるべきことを要求せられると同様、刑罰法令を実現する刑事裁判に於ても刑罰による人権の剝奪は当該犯罪行為が公共の福祉を侵害した限度内に止まるべきであつて、それを超えることは憲法第十三条の許さざるところであるとしなければならぬ。若ししからずとせんか、国家は刑事裁判を通じて些細な犯罪に對し法定の範圍内とはいえ不当に過重な刑罰を科し、個人の基本的人権が現実に蹂躙せらるるも遂に憲法上これを保障救濟するの途なきこととなり、憲法第十三条の意義は実際に失われるに至るからである。

さて本件に於て原審は被告人佐村清七に對し、懲役十月及び罰金七万円、但し右懲役刑に付三年間執行を猶豫する旨の判決をしたが、当弁護人の見るところでは、該量刑は被告の犯した行為並びに情状に比し著しく過大なものであつて、著しく正義に反するものである。即ち記録について見るに、原判決認定によれば被告人佐村は「麻薬取扱業者でないのに法定の除外事由なくして、第一、昭和二十五年九月二十日頃相被告人田尻雅一を介し、和田知之よりモルヒネ二瓶の内約二百二十五瓦入一瓶を受取り同日頃これを相被告人石原ひさ子方に反還する迄金澤市内に於て所持し、第二、同年十月十一日頃前記田尻より小分けしたモルヒネ約二十瓦を受取り、同日頃これを右石原ひさ子に返還する迄金澤市内に於て所持したものであるが、該所持たるや何れも金澤市味噌藏町上中町十四番地森下文策方より、同市馬場三番丁七十番地なる石原

ひさ子方迄僅か十二、三丁（時間にして徒歩十五分、自轉車四、五分）の間を携行したるに過ぎず、しかもそれは所有者たる石原が田尻に欺かれて該麻薬を持去られた際、被告人佐村が偶々その場に立会つた（それも実は田尻に欺かれ利用されたものである）関係上石原に取戻方を迫られ、已むなく自己の立場を明らかにするため漸くにして一部を取戻し、石原に返還するため同人宅迄持参し引渡したというに止まるのであつて、所持の目的、内容並びに事情からみれば殆ど処罰に値せざるか極めて輕微の罰金刑を科するを以て相当とする。これに反し相被告人石原は数年間自宅に隱匿、所持した上これを販賣せんとしたものであり、同田尻は石原を謀つて該麻薬を取り出し京阪方面を賣り歩き、いずれも全く巨利を獲んがため所持し、更に販賣せんとしたものであるからその行為、情状共に悪質であつて、これに對し原審が前者は懲役一年及び罰金七万円、後者に對し懲役一年及び罰金四万円（いずれも三年間懲役刑の執行猶豫）を言渡したのは、概ね妥当であつて何人も首肯し得るところであろう。しかしながら原判決が被告人佐村に言渡した量刑に至つては前叙の如くその犯行及び情状が右石原及び田尻のそれと殆ど全く比較し難き程に輕微であるに拘らず懲役刑において右両名に匹敵し、罰金刑においては石原に等しく、田尻よりも遙かに重いというに至つては当弁護人ならずとも先ず以て該量刑の他被告人に比し過重であること、次で被告人自身の犯行及び情状に比し、余りに奪うところ多きに過ぐることを嘆せざるを得ないであろう。

果してしからば、原判決は量刑の点に於て憲法第十三条の保障に違反する不当違法の裁判であるから、当然破棄さるべきものである。

以上

昭和二六年(あ)第三四二二号

被告人　田尻雅一

弁護人北山八郎の上告趣意

第一点　憲法違反

原審判決は被告人に對して懲役一年、執行猶豫三年、罰金四万円に処する旨の判決を言渡したのである。然れども罰金を言渡したることは憲法違反である。その故は麻薬取法第五七条第二項には、前項の刑は情状によりこれを併科することができるとなつているから懲役を科したる場合には罰金刑を併科すべきものに非ず、然るに被告人は本件犯罪に依つて毫も利得していない。反つて損失した場合に非ざれば罰金刑を併科すべきものではない。被告人が犯罪に依つて不当利得を生じているのである。然れば罰金刑を科せられたると同一の結果となるのである。なんとなれば被告人は初犯で更生の余地があるが無資力であるから、懲役を科せられたると同一の結果となるのである。然れば罰金を完納出来ない場合には、労使場に留置せられるのであるから罰金が支拂い出来ないことは明白である。然れば罰金を完納出来ないで労役に服せなければならないことは自明の理である、斯かる自明の理を看過したる原審判決は結局情状の判断を誤つたことに依つて罰金刑を併科し、被告人の自由權を不当に侵害するのであるから憲法第一一条に違反するのである。

仍て原審判決は破棄を免れずと信する。

第二点　判例違反

名古屋高等裁判所金澤支部に於て被告人東猛外二名に對する麻薬取締法違反被告事件について、同裁判所は昭和二十六年十二月七日言渡されたる判決に於て、被告人等に對し執行猶豫附懲役刑のみを科したるも罰金刑を科せなかつた。右の判決は被告人等に對しては初犯なること、無資力なること、更生せしむるために情状に依つて罰金刑を併科せなかつたの

一

であつて本件の被告人と同一条件の情状にあつた。右被告人等に對して罰金刑を併科せなかつたのであるから、本件の被告人にのみ罰金刑を併科することは刑罰の過重であつて、刑事訴訟法第四〇五条の判例違反に該当するのである。

仍て原審判決は破棄を免れざるものである。

以上

昭和二六年(あ)第三四八五号

決定

本籍　名古屋市東区神楽町二丁目一六番地

住居　同市同区長久寺町三九番地　善福院伊藤隆真方

天ぷら商手伝い　五家芳夫　昭和七年一二月一一日生

右強盗、住居侵入被告事件について昭和二六年七月二五日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人武藤鹿三の上告趣意第一点について。

しかし原審は一件記録を検討した結果「被告人が井上和男なる人物の身代りとなることを強要されたということは到底措信し難いことである。」旨判断しており、右判断は正当というべきであるから、これと反対の見解に立つて原判決の憲法違反を主張する論旨は立論の根拠を缺くことになり採用できない。

同第二点について。

論旨は結局、事実審たる第一審裁判所の裁量に属する証拠調の範囲、限度を非難するに帰し、刑訴四〇五条の上告理由に

三月三〇日決定　昭和二六年(あ)第三四八五号

三月三〇日決定　昭和二六年(あ)第三四八五号　二

当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第三四八五号

被告人　五家芳夫

弁護人武藤鹿三の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十八条第一項に違反するか、又はその解釈を誤りたる違法がある。

原判決の引用する第一審判決の認定に依れば、被告人に対し住居侵入、強盗の事実を認定し、その証拠として被告人の司法警察員に対する第一、二、三回供述調書を引用挙示している。然れども被告人は第一審法廷に於ては本件の公訴事実一切を否認して居り、且つ警察署に於て一時犯罪事実を自供せる心理状況として、本件犯罪事実の行為者なりと自称せる朝鮮人井上和男より短銃を以て脅迫され、被告人が真犯人であると自供すべき旨命ぜられ居りたるため、右警察署に於ては虚偽の自白をなしたる旨の陳述をなしているのである。随つて被告人の司法警察員に対する供述調書は右の如く、井上和男に自白を強要されたため、虚偽の事実を自白するに至つたものであるといい得る。憲法第三十八条第一項は刑事被告事件の捜査途上における自白偏重の弊風を根絶せんとする趣旨の規定であり、捜査係員は勿論のこと他の者よりの強要に依つて自白するに至つた場合をも包含すると解するに非ざれば、法の精神を全うすることは出来ない。

故に原判決の引用する第一審判決が被告人の司法警察員に対する第一、二、三回供述調書を証拠として挙示引用した点は憲法第三十八条第一項に違反するか、又はその解釈を誤りたる違法があるといわねばならない。

第二点　原判決は憲法第三十七条第一項に違反するものである。

第一審に於て被告人の弁護人は被告人の精神鑑定を申請したのであるが、裁判所はこれを必要なしとして却下したのである。一件記録に徴し明瞭なる如く、被告人は曾て列車より駅ホームに転落して頭部打撲傷を負い、当時約半年間位通院加療を受けた経験があるのである。而して被告人が警察署に於て本件犯行を自白するに至つた心理状態も前述せる如く井

上和男の脅迫によるものである旨の主張をなしいる次第なれば、被告人の当時の精神状態を鑑定する必要亦十分であり、且つその理由も具備していると思われる。然るに拘らず、第一審に於てこれを必要なしとして却下したのは公平なる裁判といい得ない。故にこの点に於ても原判決は破棄を免れない。

以上の理由あるに依り原判決は当然破棄すべきものであると思料する。

以上

二

昭和二七年(あ)第六五六五号

決定

本籍及び住居　京都市上京区紫野北花ノ坊町一五番地の九

雇　松本保美

昭和六年一月一一日生

右窃盗被告事件について昭和二七年一〇月一七日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人田中福一の上告趣意について。

しかし裁判所は人の精神状態を判断するのに必ずしも専門家の鑑定等による必要はないのであるから、事実審たる第一審の訴訟手続について所論のごとき違法は存しないのである。従つてこれを是認した原判決は正当であるから、所論のごとき憲法違反の主張はその前提を欠くことになり採用できない。論旨は理由がない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

三月三〇日決定　昭和二七年(あ)第六五六五号

一

三月三〇日決定　昭和二七年(あ)第六五六五号　二

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

)昭和二七年(あ)第六五六五号

被告人　松本保美

弁護人田中福一の上告趣意

上告趣意は憲法第三十七條第二項違反である。同項に所謂證人とは精神鑑定を爲す者も含まれるものと解する（刑訴一五六Ⅱ）。而して本件の如く犯行當時において被告人が心神耗弱の狀態にあつたか心神喪失の狀態にあつたかにつき相當の疑問が存する事件においては、その点に關する判斷をなすにつき必ず專問家の精神鑑定の結果を資料とすべきであり、殊に當事者から精神鑑定の請求があつた場合は之を許容すべきである。第一審においてはこの請求を却下し、控訴審においては控訴趣意書に基き第一審の違法を追及して弁論せるにかかわらず矢張り第一審判決を支持したのである。控訴審判決は明かに違憲である。

本件犯行が心神耗弱下のものであるか心神喪失下のものであるかにつき相當の疑問があると主張する根據を示すと次の通りである。

(1) 本件犯行直前の飲酒量は平常時のそれに較べて遙かに多かつた点、

(2) 犯行當夜被告人が歸宅した際の狀況（神田證言）

(3) 風呂敷包中になお現金あるを知らずに捨てている点、

(4) 被告人は犯行當時ヒロポン中毒患者であつたこと。……ヒロポン中毒患者が多量の飲酒をしたことになる……。

(5) 被告人の供述調書には相當ハッキリした記憶が（犯行前後の）存する如くみえるが、取調官から色々と誘導され、或は現場に連行されて質問されるうち『ああそうだつたのか』という程度に記憶がよみがえり、それが調書の上に「明瞭な表現」として書かれたものであることは、被告人の第一審公廷の供述をまつまでもなく、供述調書の内容（例えば被害金額

の細かい点までハッキリ書いてある）に照しても首肯できるのである。

また仮に誘導により或は現場をみて犯行前後のことを相當ハッキリと想い出したとしても、それのみで「心神喪失」の事實を否定することはできない。急性アルコール中毒による精神障碍の各種の場合につき考えれば、これ以上の説明はいらないと思う。

以上の通り憲法第三十七條第二項違反を理由として上告したものであります。

以上

二

昭和二六年㋐第二五九六号

判決

本籍並に住居　山口県防府市三田尻村一五番地

鉱業　藤村義雄こと　山本義雄

明治三五年一一月二九日生

右に対する詐欺被告事件について昭和二六年五月二九日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人小野清一郎の上告論旨第一点について。

所論は第一審訴訟手続における訴訟法違反をその立論の基礎とするものであり、控訴趣意において述べられず従つて原判決の何等判断を加えなかつた処を攻撃するに過ぎないものであるばかりでなく、元来本件第一審の訴訟手続には所論のような違法は無い（記録第二冊一一丁に所論の起訴状の朗読及び被告人の認否の陳述の記載がある）のであるから採ることを得ない。

同第二点について。

三月三一日判決　昭和二六年㋐第二五九六号

一

所論は憲法違反を云々するけれどもその実は単なる刑訴法違反の主張に過ぎないばかりでなく、長期勾禁を適法な上告理由と為し得ないことは既に当裁判所の判例とする処である（昭和二三年(れ)第九五三号同年一〇月二一日第一小法廷判決参照）。

なお本件記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登
裁判官　島　保
裁判官　河　村　又　介
裁判官　小　林　俊　三
裁判官　本　村　善太郎

昭和二六年(あ)第二五九六号

弁護人小野清一郎の上告趣意

被告人　山　本　義　雄

第一点

原審の控訴棄却の判決によつて維持された本件第一審の実体判決には、重大な訴訟法の違反がある。判示第一、第二及び第六の事実は、昭和二四年一一月八日附起訴状によつて起訴されたものであるが、検事は公判においてこの起訴状を朗読しなかつたし、裁判所はこれらの事実について被告人及び弁護人に認否の陳述をする機会を与えなかつた。これは明らかに刑訴第二九一条に違反するものであり、しかもこれは全公判手続の基礎に関する重大な法令の違反である。この重大な法令の違反を看過した原判決も亦違法である。原判決と第一審判決とはともに破棄されなければならない。

本件起訴は(一)昭和二四年九月三日附、(二)同年九月一七日附、(三)同年一〇月一一日附、(四)同年一一月八日附の四通の起訴状によつて行われたが、その中(一)乃至(三)の起訴状については、昭和二四年一〇月二七日の第三回公判期日において検察官がこれを朗読し、被告人が各公訴事実について認否の陳述をしたことは、同日の公判調書によつて明らかである。然るにその後になつて提出された(四)の起訴状については、昭和二四年一一月一一日の第四回公判期日において、裁判官からこれを併合審理する旨の決定の言渡があつたのみで、起訴状の朗読および被告人の認否の陳述なく直ちに証拠調の手続に入つた。これは同日の公判調書の記載するところであつて、一点の疑がない。

この手続上の欠陥は、さしあたり第一審手続の法令違反であるが、しかし同時にこれは、全公判手続の基礎となるべき手続の欠陥である。しかも原審の控訴棄却の判決によつて、この第一審判決はまさにその実体的確定力を生じようとして

いる。この重大な事態は上告審において救済されなければならない。

これを判例に徴するに、新刑訴の下においては未だこの点に関する判例を見出さないが、新刑訴第二九一条に相当する旧刑訴第三四五条に関して大審院の判例は、同条に違反した公判の審理は判決の基礎とすることができないものであるという点において一貫している。

次に示す三つの判例がそれである。それはいずれも控訴審に関するものであるが、第一審においてそうであることを前提として、覆審たる控訴審においても亦同様でなければならぬことを明らかにしているのである。（第一審に関する判例の見当らないのは、それが余りにも当然であり、且つ旧刑訴の控訴審が全くの覆審であつたことによるであろう。）

第三の判例は、連続犯の場合にその一部について要旨の陳述があれば、他の部分については陳述がなくてもよいとしている。これは連続犯を一罪とする制度であつたからである。今や連続犯――科刑上一罪としての――は廃止され、本件において第一乃至第八の事実はすべて併合罪として処断されている。これを一罪として取り扱うことのできないことは当然である。

要するに本件の実体判決は、刑訴第二九一条の明文に違反している。而して旧刑訴の下においてさえ判例は、検事の被告事件の要旨陳述なしにした公判の審理は、判決の基礎とすることができないとしたのである。況んや弁論主義を徹底しようとした新刑訴の下において、起訴状の朗読と認否の陳述なしに行われた審理のごときは、全然無効なものである。かような場合には、原判決を破棄すると同時に、原判決において破棄さるべきであつた第一審判決をも破棄しなければならない。そうして被告事件を第一審裁判所に差し戻し、又はそれと同等の他の裁判所に移送すべきであろう。これが刑訴第四一三条の趣旨とするところである。本弁護人はこの意味で、原判決および第一審判決の破棄を求めるものである。

二

判例の挙示

一　大審院、大正一三年三月二七日判決、判例集三巻二四六頁

刑事訴訟法第四百一条及第四百七条ノ規定ニ依レハ、控訴ノ審判ハ特別ノ場合ヲ除クノ外第一審ニ於ケル審判ト同一ニシテ、第一審ニ於ケルト同一ナル審判ヲ再度反覆スルニ在ルヲ以テ、所謂覆審ノ制ヲ採用シタルモノナルコト疑ヲ容レス、従テ第二審ニ於テモ第一審ニ於ケルト同シク検事ハ被告事件ノ要旨ヲ陳述シ、以テ裁判所ニ対シ如何ナル被告事件ニ付審判ヲ求ムルヤヲ告ケ、裁判所ハ審判ヲ為スヘキ事項ヲ之ニ依リテ了知シタル後ニ於テ、始メテ被告人ノ訊問及証拠ノ取調ヲ為スコトヲ得ヘク、之ニ違背スルトキハ、其ノ公判ノ審理ハ之ヲ判決ノ基本ト為スコトヲ得サルモノトス。

二　大審院、昭和四年一二月四日決定、法律新聞三〇七一号一五頁

按スルニ第二審ニ於テモ検事ハ被告事件ノ要旨ヲ陳述スルコトヲ要シ、之ヲ聽カスシテ為シタル公判ノ審理ハ判決ノ基本ト為スコトヲ得サルモノナルコトハ、夙ニ本院判例ノ存スル所ナリ。（大正一三年(れ)第八五号同年三月二七日宣告判決参照）而シテコノ法理ハ、開廷後判事ノ更迭アリトシテ公判手続ヲ更新シタル場合ニ於テモ亦同一ニ解釈スヘキコト論ヲ俟タス、原審第三回公判調書ヲ閲スルニ、原審ハ同公判ニ於テ判事ノ更迭アリトシテ公判手続ヲ更新シタルモノナルニ拘ハラス、該公判調書ニハ論旨所掲ノ如ク記載シタルノミニシテ、検事カ本件被告事件ヲ陳述シタル旨ノ記載ナキヲ以テ、原審ハ検事ノ為ス被告事件ノ陳述ヲ聽カスシテ審判ヲ為シタルモノト謂フヘク、然レハ、原判決ハ刑事訴訟法第四百十条第十二号ニ該当スル違法アリテ破毀ヲ免レス、而シテ右ノ違法ハ、本件事実ノ確定ニ影響ヲ及ホスコト明白ナルカ故ニ、同法第四百四十条ニ則リ主文ノ如ク決定ス。

三　大審院、昭和七年七月一八日判決、判例集一一巻一〇九二頁

第二審ノ公判審理ニ於テ検事ハ被告事件ノ要旨ヲ陳述スルコトヲ要シ、之ヲ聽カスシテ為シタル口頭弁論ハ判決ノ基

三

本ト為スヲ得スト雖、一箇ノ連続犯ヲ構成スヘキ関係ニアル事実ニ付検事カ其ノ一部ニ関シテ陳述ヲ為ササリシトスルモ、其ノ他ノ部分ニ付陳述アリタル以上ハ、右陳述ナキ事実ヲ以テ連続犯ノ一部トシテ論スルヲ妨ケサルモノトス。

第二点

本件第一審判決――それは本件の実体的判決である――において認定された八項目の事実を通覧するのに、不渡小切手の支払と無銭飲食とに盡きている。しかしてその或るものについては、明らかに支払の意思があつたと認むべきものである。被告人はともかく一炭鉱の経営者であり、一時金銭に窮してかようなことをしたとはいえ、全くの詐欺漢と認むべき者ではない。然るに被告人は昭和二四年九月九日勾留状の執行を受けてから昭和二六年六月一二日保釈に至るまで、実に一年九ヶ月の間拘束されていた。この間「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」として、一ヶ月ごとに勾留を更新されていたわけである。しかし本件のごときは、少くとも第一審の審理が終つた後は、その罪証を隠滅しようとしてもできない事件である。この度重なる勾留の更新は、ひとり刑訴第六〇条の規定に違反するのみならず、憲法第一三条の条項に違反するものである。而してかように顕著な憲法及び法律違反の手続に基ずいて行われた判決は、憲法第三十一条の保障を蹂躙したものと謂わなければならない。原判決及び第一審判決はともに破棄さるべきである。

以上

昭和二六年(あ)第二五九六号

弁護人小野清一郎の（追加）上告趣意

被告人　山本義雄

論旨第一点につき、その後次のごとき新判例を見出した。

一、仙台高等裁判所、昭和二五年九月五日判決、高等裁判所刑事判例特報第一二号一六五頁。

二、福岡高等裁判所、昭和二五年一一月二八日判決、高等裁判所刑事判例特報第一五号六九頁。

この二つの判例はいずれも本件に適切であり、これによつて原審が法令違反且つ判例違反を看過したことが愈々明らかである。

以上

昭和二六年(あ)第三〇七七号

判　　決

本　　籍　朝鮮全羅南道済洲島

住　　居　大阪市大淀区浦江北一丁目一五二番地（現在大阪拘置所在所）

仲　　仕　高橋永権こと

高　　永　　権

昭和六年八月二五日生

右の者に対する強盗被告事件について昭和二六年六月二六日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人荻津貞則の上告趣旨は末尾添附別紙記載のとおりである。

しかし原審が朝鮮人であるが故に刑を重くしたとの事実は少しもこれを認める資料がない、それ故所論違憲論は前提を欠くものである、その他論旨は刑訴四〇五条所定の上告理由に該当しない。

よつて刑訴四〇八条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

三月三一日判決　　昭和二六年(あ)第三〇七七号　　一

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三〇七七号

昭和二八年三月三一日

二

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上　登

裁判官　島　保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)年三〇七七号

被告人　高橋永権こと　高永権

弁護人荻津貞則の上告趣意

本件被告人に対する原審判決は、左の理由により憲法に違反したものと思料します。

理由

憲法第十四条は『すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない』と規定している。

本件被告人は本籍が朝鮮で、住居が日本であり、永く日本に居住している。本件被告人が日本に居住し、日本の裁判権に服して居る以上、日本の法律に従わねばならないと同時に、日本国憲法の保障した『法の下の平等』に関しても均しく保護されるものと思考いたします。

然るに本件被告人は朝鮮人であるが故に、共犯者田仲準次とその犯情その他に関し優劣の見るべきものがないのに、日本人である右田仲準次とを差別し、本件被告人高永権には懲役三年の実刑を、同共犯者田仲準次には懲役三年、五年間刑の執行を猶予する旨の両者に対する第一審判決があり、第二審である原審も亦第一審判決を支持している。

右の如く原審判決が右両者を区別して判決したことは、本件記録を仔細に検討し比較対照しても、之を肯定するに足る理由を発見することができないから、結局朝鮮人であると日本人であるとの人種に重点をおいて『法の下の平等』を無視し、差別したものと考えざるを得ない。

原判決がその理由中に『記録を仔細に調査し本件犯行の動機、罪質、態様、手段、強取した金品の数量その他各般の情状

一

その他所論の事情を参酌しても云々』と言つて居るが、本件被告單独に考えるときは、なる程右原審の認定通りであつて然るべきであるかも知れませんが、共犯である関係上他の共犯者との関係も刑の量定上比較対照されなければならないと思います。

而して記録につき仔細に調査すれば、却つて共犯者である田仲準次と本件被告人との刑の量定が甚だしく均衡を失していると謂わなければなりません。

然るに原審判決が第一審判決を支持し控訴を棄却したことは、本件被告人が朝鮮人であるという人種に重点を置いて『法の下の平等』を無視した違憲の判決であると思料するものであります。

記録の上で他に右両名を差別し、一方にのみ執行猶予の判決をした理由を他に発見することはできません。因みに共犯者田仲準次及び本件被告人高永権につき記録上これを左に比較して見るに、寧ろ本件被告人に対し執行猶予の判決があつて然るべきものと思料します。

左記

事項	共犯者田仲準次	本件被告人高永権
本籍	奈良縣	朝鮮
住居	不定	大阪市大淀区浦江北一の一五二番地
職業	無職	仲仕（保坂運輸株式会社神戸支店）
学歴	高等小学校卒業	高等小学校卒業
家族関係	郷里に父、母、兄、姉、弟、妹	母、妹二人（父死亡）
前科関係	なし	なし
経歴	郷里を飛出して来て定職なく、ぶら〳〵して居た	定職を有し一家の支柱として母、妹を扶養して居た
犯行時の担当	主導的地位にない、猿ぐつわをかゞした	主導的地位になかつた、盗品の処分には関与しない
身許引受人	有り	有り
情状証拠	歎願書二通	歎願書一通、就職証明一通
改悛の情	あり	あり

以上

右表によつても明白な通り、共犯者田仲準次と本件被告人高永権とを比較検討すると、情状等の点においても前者に優るとも劣らぬものがあると思料します。

両者がことさらに相違すると言えば、田中には八紘寺住職並びに同寺檀徒総代の歎願書が各一通提出されていることであり、他に執行猶予を一方につけ他方につけない程顕著なる区別は発見することは出来ません。

終戦以後著しく犯罪が激増し、その犯人が朝鮮人も相当数を占めて居り、一般的な観察も亦朝鮮人は悪いことをする人種である如く評価しているとはいい、右表の如き実情を精査すれば両者の犯情其の他殆ど著しい差異なく、両者に対し同一量刑の判決がなされるべきであると考え、原審判決は『法の下の平等』という憲法の規定に違反したものと思料するから、刑事訴訟法第四百五条第一項第一号の規定に基いて上告する次第であります。

以上

昭和二六年(あ)第三三二三号

判　決

本　籍　朝鮮全羅南道靈岩郡靈岩面春柳里一六〇番地
住　居　宮城県遠田郡南郷村二郷字高玉五号一九番地ノ一
土　工　木村安教こと　李　安　教　大正一四年一月二日生

右に対する酒税法違反被告事件について昭和二六年五月三一日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人田島良郎の上告趣意（後記）について。

被告人に多額の罰金を科するためその家族が生活困難に陥るとしても、その判決は憲法二五条に違反するものでないことは、当裁判所昭和二二年(れ)第一〇五号同二三年四月七日大法廷判決に徴し明白である。論旨は理由がない。

被告人本人の上告趣意（後記）について。

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三三二三号

一

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三三二三号

論旨は量刑不当の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四一一条を適用して原判決を破棄するに足る量刑不当は認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

二

昭和二六年(あ)第三三二三号

木村安教事

被告人　李安教

被告本人の上告趣意

私事は昭和二六年(あ)第三三二三号酒税法違反被告事件で御上に御世話になつておりましたが、此の度御上より上告趣意書提出最終日通知書が参りましたので取急ぎ御返答を上申致します。

現在の私の本心を申し上げますと現今の立場は実に人様に言ひ得られぬ立場にあるのであります。あの事件以来何らの職も無く唯々やつているのが失業対策事業で其の日を働いて居りますが今の日費では妻子五人暮しは到底及ぼつかず、しあんの結果御上に御願い致しましたらやつと今年の七月より生活保護をいただいて居る次第でありますがしかし私の犯せし罪をのがれ様としているのではありませんそう言う気持は毛頭御座いません。唯々私の御願い申上げたい事は現在の私達の生活の立場を御察し下されまして何卒御じひのもとに御寛大なる御処置賜り度く上申致します。

以上

二　伸

誠に申訳御座いませんが私の戸籍は朝鮮にあつて現在日本には御座いませんによつて唯今より朝鮮へ打合し取寄せて好いものでしようか。如何がなものでしよう。現在の処は私の戸籍は御座いませんので妻子達（内縁の妻）だけの戸籍を御送り

一

致します由、何卒如何様にてよろしいものでしようか何卒御指導の程を伏して御願い申し上げます。私の本籍地は

朝鮮全羅南道靈岩郡靈岩面春揚里一六〇

昭和二六年一一月二日

李　安　教

昭和二六年(あ)第三三七九号

判　決

本　籍　浜松市高林町六四二番地ノ二

住　居　同市広沢町一〇六番地

京染外交員　高　林　明　男　明治四四年三月三〇日生

本　籍　愛知県渥美郡二川町大字小島字大舟六一番地

住　居　豊橋市東田町東郷一二番地

農業手伝　白　井　瑛　大正一五年一一月一九日生

右の者等に対する賍物運搬被告事件について昭和二六年五月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人白井瑛の負担とする。

理　由

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三三七九号

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三三七九号　二

各弁護人の上告趣旨はいずれも末尾添附別紙記載のとおりである。

弁護人白石信明の上告趣旨は憲法第三八条違反を主張するものであるが、第一審は被告人の自白のみで事実を認定したのではなく、他に証拠を列挙して居る、そしてそれ等は被告人の自白に対し補強証拠たり得るものであるから、論旨は前提を欠くものである。

弁護人林信一の上告趣旨第一点及第三点は刑訴第四〇五条所定の上告理由に該当しない。

同第二点所論の控訴趣意書の記載は結局量刑不当の主張に過ぎず、到底期待可能性なき旨の主張とは見られないのみならず、原審は何等所論判例と相反する判断をして居ない。論旨の判例違反論は前提を欠くものである。

よつて刑訴第四〇八条、一八一条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善　太　郎

昭和二六年(あ)第三三七九号

被告人　白　井　瑛

弁護人林信一の上告趣意

第一点　原判決は刑事訴訟法第四一一条第一号又は第三号所定の違法を看過した瑕疵がある。

第一審判決は「被告人等は竹内初男と共謀の上、昭和二十五年十月十七日頃和久田雅美より同人が他より窃取して来た横朱子生地約二反（約百五十七碼）の売却方依頼を受けるや、更に之を浜松市砂山町四一〇番地鈴木作に転売を依頼するためその賍品であることを知り乍ら、浜松市西伊場町三七九三番地前田キヨ方より右鈴木作方迄運搬し」云々と罪となるべき事実を摘示し、右事実に刑法第二五六条第二項第六十条を適用し、原審またこれを維持している。

然し乍ら、右摘示された事実を検するに、右は賍物牙保を認定したのか、運搬を認定したのか或は又その両者を共に認定したのか甚だ曖昧模糊たるものがあり、そのいずれを認定したとしても判決に影響を及ぼすべき法令違反若しくは事実誤認の違法があり、判決を破棄しなければ著しく正義に反するものである。

(イ)　牙保を認定したとすれば、

抑々保罪の成立には「犯人が賍物たるの情を知りながら、その売買の仲介周旋した事実があれば足り、その周旋にかゝる売買が成立しなくてもよい。」とは御庁の判例とされるところである。（昭和23・11・9、集二・12・一五〇四）

然らば、被告人が窃盗本犯よりその盗賍物の「売却方依頼を受けるや更に之を……鈴木作方に転売を依頼するためその賍品であることを知り乍ら……右鈴木作方まで運搬し』たとの判示は、牙保の構成要件事実凡てを認定して欠くるところないものといわねばならぬ。

然るところ、検察官は本件公訴を提起するに当り、昭和二五年一一月二〇日附の起訴状を、同年一二月五日附の訴因撤回又は変更請求書によりその訴因を右請求書記載の罪名と相まつて賍物運搬と特定しているのである。さればこそ弁護人も亦被告人も右運搬の事実につき極力これを争つたのである。然るに判決に至り突如牙保罪を認定さる。

右は明に刑事訴訟法第三一二条の手続を履践することなく、訴因と異る事実を認定しひいて審判の請求を受けない事件につき判決したるか、又は審判の請求を受けた事件について判決をしない違法があり、破棄しなければ著しく正義に反するところである。

(ロ) 運搬を認定したとすれば、

(イ)で述べたように第一審判決は牙保の構成要件充足事実を全て認定しているのである。従つて右牙保の為に為した運搬の事実は右牙保に吸収され別罪を構成しないものである。このことは御庁の判例から当然帰結されるところである。(昭和25・3・24、集四・3・四〇七)

即ち、本件においては第一審判決が認定した如く、初から本件賍物の売却方の依頼を受け、右売却のための運搬をしたものであるから、牙保以外に運搬罪の成立の余地がない。然るに運搬の訴因を変更したる形跡がない以上、第一審判決は訴因通り運搬罪を認定したるもの解する以外之また解しようがない。

果して然らば、第一審判決には罪となるべき事実として、牙保の構成要件事実を認定しながら敢て運搬罪の法条を適用した過誤あるか、或は又牙保罪として認定すべき事実を運搬罪のそれと認定した違法があることゝなり、且右の過誤は破棄しなければ著しく正義に反すると信ずる。

(ハ) 両者を認定したとすれば、

前段(ロ)で述べたように、本件にあつては運搬は牙保に吸収されて別罪を構成することはないのであり、こゝにすでに

罪とならないものを罪とした違法がある。仮りに百歩を譲るとしても、法律の適用に於て併合罪若くは観念的競合の適用条文のない判決は、之また理由不備の違法あるを免れない。

以上何れを採るにしても、その違法は判決に影響を及ぼすものであり、且新法の当事者主義的構造の中において訴因に控制されながら、訴訟手続を遂行して来た被告人並に弁護人の利益を無視することゝなり、かゝる第一審の違法を看過維持した原判決は破棄しなければ著しく正義に反することゝなる。

第二点　刑事訴訟法第四〇五条第三号所定の事由があり、破棄を免れない。

原審弁護人はその控訴趣意書において「被告人の今回の犯行は竹内等から頼まれた当初賍品であることは知らなかつたのであるが、中途において之を知る様になつたが、其の時には拒むことができない状況にまで来ていたのであります。固より被告人が意思の強いものであつたら断然之を拒絶したであろうが、元来意思の弱い人間として之をなし得ないで遂運搬して仕舞つたのであります。之を（は?）被告人としても或は後難を恐れたことも一つの原因で、拒絶による将来に残る感情等も考えさせられたのであります。結局他人の強い意思に自己の弱い意思が負けて罪を犯すに至つたものであるが、かゝる場合多くの人もこんな結果になると思います。」と述べ、その言辞やゝ鮮明を欠く嫌なしとしないが、要するに期待可能性がない旨の主張が為されているのである。

然るに原判決は、「科刑過重であるとは認め得ないので、論旨は理由がない。」と判示するのみで、右期待可能性の主張に何ら応うるところがない。

然し乍ら、右判示が若し、

(1) 右の如き主張は期待可能性のそれを含まずとするなら、大審院の判例と相反した判断をしたことゝなり、又

(2) 期待可能性の主張は、法律上犯罪の成立を妨げる理由となる主張に非ずと判断したとするなら、之また高等裁判所

の判例と相反した判断をしたことゝなる。

(イ) 抑々刑事訴訟法第三三五条第二項の主張は、必ずしも明確な主張として構成された形で為されることを要しないところであつて、その旨の事実が述べられていることによつて充たされるものと解すべきである。これを例えば、大審院は「原審公判調書ニ徵スルニ被告人ハ、原審ニ於テ本件犯行当時酩酊シ居リテ何事ヲ為セシヤ判明セザル旨ノ陳述ヲ為シタルコト明白ニシテ、其ノ陳述ノ趣旨聊カ明晰ヲ欠クノ嫌ナキニ非ザレドモ、被告人ハ本件犯行当時酩酊ノ結果心神喪失ノ状態ニ在リタルコトヲ陳述シ、以テ法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スベキ原由アルコトヲ主張スルニ在リタルモノト解スルヲ相当ナリトス」(大判昭和6・11・12、集10・五八三)とおり、新法に及び仙台高等裁判所も亦同様趣旨の判例を示されている。(昭和25・6・9、高裁特報10一二一)更に進んで右の主張が明白ならざる場合には、裁判所はよろしく釈明すべしこの判例さえ示されている。即ち、東京高等裁判所が昭和二四年一二月九日言渡した判決によれば、酩酊のため「何が何だか分らなくなつたのです。」との供述があつた場合、「かゝる程度の被告人の供述を以て刑事訴訟法第三三五条第二項に所謂犯罪の成立を妨げる理由となる事実の主張があつたと解するか否かについては、俄かに判断し難いところである。公判廷に立会つた弁護人としては、此の点につき明確な態度をとるべきであつたと思われるが、さればといつてかゝる場合に裁判所には、弁護人又は被告人に対し心神喪失乃至心神耗弱の主張をするか否かを釈明する義務がないということはできない。原裁判所としてはよろしく右釈明をした後之が主張をする趣旨であるときは、判決に於て其の判断を示すべきであつた。」として右釈明を怠つた原判決を法令の違背ありとして破棄している。(特報10一)

して見ると、原審弁護人の為した前記事実の主張を以て期待可能性の主張を為したるものに非ずとし、且右の如き主張に対し釈明義務なしと原審が判断したとするなら、右は明らかに前記大審院並高等裁判所の判例に相反した判断を為したことゝなる。

(ロ) 更に又、期待可能性は法律上犯罪の成立を妨げる理由となるべきものに当ることは、学説の等しく認めるところであり、名古屋高等裁判所亦昭和二六年二月九日宣告の臨時物資需給調整法違反被告事件に於て、「被告人及び弁護人が期待可能性なしと主張したときは、法律上犯罪の成立を妨げる事由を主張したことになるから、これが判断を示す必要がある。」と判示されている。(高裁集四・2・一一四)

果して然らば、原審が期待可能性なしとの控訴弁護人の主張に対して、右は法律上犯罪の成立を妨げる理由とならずと解したりとすれば、これは明らかに右判例と相反した判断をしたことになる。

本来刑事訴訟法第三九二条によれば、控訴趣意書に包含された事項は裁判所において調査せねばならぬところであり、且前敍の理由で本件控訴趣意書に包含された期待可能性なしとの主張に対しては必ず判断を加えねばならぬところである。従つて右の判断を欠いた原判決は、単に刑事訴訟法第三九二条の法令違反にとゞまらず、前記判例に違反した譏りを免れず、破棄さるべきであると信ずる。

第三点　量刑不当で破棄しなければ著しく正義に反する。

原審は量刑不当の原審弁護人の主張を斥けた。然し乍ら右の判断は失当たるを免れない。即ち本件記録に徵すれば次の諸事実が認定されるところであり、量刑甚だしく不当といわねばならないからである。

(イ) 犯罪の動機

被告人の兄分に当る竹内初男等から頼まれ断りきれなかつたものであり、(一〇九丁)且鈴木方に到つてはじめて賍物たることを推認したに過ぎないこと。(一一〇丁)

(ロ) 犯行後の情状

被告人には前科なく且現在全く改悛しその情顕著なものがあること。

(ハ) 家庭の事情

老齢（七三歳）の養親増吉が四反歩の田を耕作し養子の被告人を唯一の頼りとしていること。

以上

六

昭和二六年(あ)第三三七九号

被告人　高林明男

弁護人白石信明の上告趣意

一　原審判決は憲法第三十八条違反の判決である。

原審判決は「原判決謄本の証拠を綜合すれば、原判示事実は之を認むるに充分であり、記録を精査するも右認定を左右するに足る証拠はない。要するに被告人は判示犯罪事実につき共同正犯の責任を負う可きであつて、幇助犯を犯したるに過ぎないものと認むべきものではない。即ち原判決に事実誤認はなく論旨は其の理由がない。」として控訴を棄却した。然し一審判決に挙示されている証拠では、相被告人白井と共謀の事実及び贓物を運搬した事実、之を贓物と認識していた事実の何れも証拠が存し、原判決は結局何等証拠なくして事実を認定したことになる。

憲法第三十八条は自白のみで、他に証拠のない時は有罪判決は出来ないことを定めているから、況んや自白すらない時は尚更有罪判決は出来ない事は云う迄もない。故に原判決は憲法第三十八条違反である破棄せらる可きものと認定する。

以上

一

昭和二六年(あ)第三四九二号

判　決

本籍並びに住居　秋田県鹿角郡柴平村平元字小枝指三五番地

農　業　児　玉　高　寿　大正五年二月二二日生

右銃砲等所持禁止令違反被告事件について昭和二六年一月二四日仙台高等裁判所秋田支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人佐藤欽一、同大里一郎の各上告趣意について。

記録を調査するに、所論被告人等の司法警察員に対する供述は、深夜の取調に対してなされたものではあるが、唯この一事を以て右供述に任意性がないといえないばかりでなく、原判決指摘の検挙当時の事情、原審公判廷における原判示の如き被告人の供述並びに取調に当つた細越力蔵の証言等に徴し、検挙当夜一応早急の取調を要する状況も看取せられ、しかもその取調が所論の如く被告人等の意思を圧迫して強制的になされたと認むべき形跡はない。その他被告人等の前記司法警察員に対してなされた供述に任意性がないことを疑うに足る事情を認めることはできないから、論旨は結局採用するを得ない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三四九二号　一

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三四九二号

よって同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上　登

裁判官　島　保

裁判官　河村　又介

裁判官　小林　俊三

裁判官　本村　善太郎

二

昭和二六年(あ)第三四九二号

被告人　児玉高寿

弁護人佐藤欽一の上告趣意

一、第一審判決は、被告人児玉高寿及び相被告人児玉開示に対する司法警察官作成の各供述調書（自白調書）を証拠として犯罪事実の認定をしたが、該供述は被告人等の任意の供述ではなく、強要された自白である。其の事情に付いては、本職の控訴趣意書第一点に於て明らかにした通りで、要するに被告人高寿は、深夜零時過に緊急の名目で家宅捜索を受け、恐怖と不安の裡に不法に逮捕され其、の儘警察に引致せられて翌朝五時頃迄、一睡も与えられず取調を受けたものである。実に、人権蹂躙も甚しいといわねばならない。当時、被告人の妻は病床にあり、被告人としては後の事はどうなろうと一分でも早く帰宅したい気持と、前記の如く一睡も与えない苛酷な取調の苦痛に堪えかね、虚偽の自白をせざるを得なかったものである。

二、相被告人児玉開示の供述も、亦之と同様任意性なきものである。斯くの如き自白が、決して任意に為されたものとはいい難く、従って之を証拠と為し得ない事は刑事訴訟法第三一九条に、憲法第三八条に明示されて居る処である。

果して然らば、第一審判決は採証上に違法あり。而も、この被告人高寿並びに相被告人開示の供述以外には、犯罪事実を認むるに足る証拠は十分でないから、此の自白を証拠に採用するや否やは判決に影響する処甚大なるものがあり、此の点に於て第一審判決は破棄を免れざるものと思料する。

然るに、第二審判決は右の如き警察の取調方法を単に「遺憾なり」と簡単に片付けて控訴棄却したのは、明らかに憲法第三八条に違反するものといわねばならない。

仍って、該判決を破棄せられ、被告人高寿には判示の如き犯罪事実なきものとして、無罪の判決を得らるる機会を与え

一

られんことを望んで已まない次第である。

二　以上

昭和二六年(あ)第三四九二号

被告人　児玉高寿

弁護人大里一郎の上告趣意

第一点　原判決には、憲法第三十八条第二項違反がある。

原判決は、被告人に対する司法警察員作成の供述調書は、被告人を深夜大湯町警察署に引致の後、夜を徹して取調べの上、夜明近くに作成されたものである事実を肯定し、かかる取調方法に対し「まことに遺憾である」との意思を表明しておりながら、「その供述のなされた当時、被告人の意思を圧迫したとみるべき手段、方法をとつたことを疑わせるような資料はすこしもないから、この一事をもつてして供述調書の任意性を否定することは当らない」と判示した。しかし、人間はナポレオンの如き超人にして四時間、通常人は八時間の睡眠をとらなければ健康を保たれない。被告人の取調は、夜明近くの午前五時頃迄かかつている。一夜の睡眠を完全に奪われた人間の思考力、判断力は、異常な障碍を受けること吾人の経験則に照して明らかである。しかして、かかる障碍は取調警察員の行為により惹起されたものである。「一睡もさせないで供述をさせた」ということは、その事自体既に被告人の意思の圧迫であり、強制、又は一種の拷問である。睡眠の剥奪が、被告人に対して大なる苦痛を与えたこと――直接手を下して暴行、傷害するのと何ら異ならず、前者の苦痛はむしろ後者に勝るものがあるであろう。すでにして一睡もさせなかつた以上、外に意思の圧迫があつたかどうかを論ずる必要はない。かかる状況のもとになされた自白は、決して任意の自白とはいわれない。被告人は、かかる苛酷は取扱を受けて心神朦朧となり、加えて「他人の名を出さぬ方がいい」との暗示を受けて、累の実姉川口エイ子、妻妙子等に及ぶをおそれ、又当時妻が病気のため早く帰宅したいという焦燥にかられた結果、遂に心にもない虚偽の自白をしたものである。

以上の如く、原判決は強制、又は拷問による自白を証拠として採用したものであるから、明らかに憲法違反、又は憲法

一

の解釈に誤りがある。よつて、原判決の破棄を求めるものである。

二　以上

昭和二六年(あ)第三六七一号

判　決

本　籍　大分市南大分旭町一五四二番地
住　居　同市西新町二五五三番地　笠置ヨシ子方
飲食店営業　笠　置　文　男
明治三四年五月六日生

右の者に対する傷害、暴行、公務執行妨害被告事件について昭和二六年七月一一日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人吉田助右衛門の上告趣意及び同桜井忠男の上告趣意は後記のとおりである。

弁護人吉田助右衛門の上告趣意は、被告人が当時心神耗弱の状態にあつたという原判決の認定していない独自の見解の下に原判決の量刑不当を主張するのであつて、刑訴四〇五条の適法な上告理由にあたらない。

弁護人桜井忠男の上告趣意は、原判決原本末尾に昭和二六年六月二九日の日附記載があつて、判決宣告の日は調書に昭和二六年七月一一日とあるから、はたしてこの日に言渡されたかどうか判らないという趣旨を前提として、原判決の憲法三一条違反を主張するのであるが、判決書の末尾にある年月日は特段の記載なきかぎりその作成の年月日と認むべきであり且つ

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三六七一号　一

その作成が判決宣告の日より以前であることは通例であるから、原判決が調書の記載どおり昭和二六年七月一一日に言渡されたことはなんら疑うべくもない。また原判決の欄外における判決宣告日が昭和二六年七月一一日に訂正されているにかかわらず、加削の字数の記載がないことは所論のとおりであるが、この誤りがあるからといつて訂正の事実を否定することはできない。されば所論憲法違反の主張は前提を欠くことに帰着し、理由がない。

その他記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により全裁判官一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第三六七一号

被告人笠置文男

弁護人吉田助右衛門の上告趣意

本件は原審に於て控訴棄却となつた為、結局第一審判決の犯罪事実及び量刑が是認されたのであるが、本件科刑は次の理由により著しく不当なりと信ずる。

本件犯行当時、被告は大酒し泥酔して居たものである。即ち証人飯田トヨ子の証言によると、被告は八月十六日午後六時頃から勇野勇方別宅に於て焼酎四合位を飲み、次に証人佐藤弘子の証言によると、其の後右勇方本宅に於て焼酎二合位を飲み、次に証人神野貞悦の証言によると、同日午後十一時半頃同人方で焼酎一合位を飲み、次に証人儀理元一の証言によると、其の翌日午前一時頃同人方で焼酎二合五勺位を飲み、次に証人赤木五月及び同人方女中黒木ミサ子の証言によると、同日午前二、三時頃相当酔うた被告が来て焼酎一合とビール一本を飲み、且無断で主人夫婦の寝室に行き女将を出せ出せと申して居た。又同人は他の男に、富島の警察は腰抜だ無銭飲食しても捕えない等と放言して居り。

更に証人外山巡査の証言によると、同日午前五時頃突如女が助けてくれと大声で寝室に飛込んで来たので、起きて見ると其の女の直後に大男が土足の儘座敷に飛上つて来て蚊張の吊手を踏外し、制止したが聞かず大声で何事か叫び乍ら飛掛つて来たので、大格闘の上手錠をはめて取押えた事が判明する。

故に之等各証言を綜合すると、同時被告は午後六時頃から其の翌朝三時頃迄の間に、焼酎八合五勺位とビール一本を飲んで居る。

然るに被告の酒量は酒一升位で、日頃焼酎は飲まないのである。従つて若し焼酎を飲むとせば、酒量三、四合に過ぎない

のである。

然も当時被告は旅行中で、夕食も喰わずに飲んで居るのであるから、特に酔が廻り泥酔したのである。

而して泥酔して居たからこそ、被告の如き東京相撲に這入つて居た巨大漢を、普通人である外山巡査が取押え得たものである。

右様な次第であるから、本件は最少限に考えても本件犯行当時被告は心神耗弱者であつたものであるから、当然減刑さるべきものである。

仍て此の点を認めない原判決の量刑は甚だしく不当であるから、之を破棄せねば著しく正義に反すると認めらるゝにより、本上告に及んだ次第である。

以上

二

昭和二六年(あ)第三六七一号

弁護人櫻井忠夫の上告趣意

被告人笠置文男

被告人笠置文男に対する暴行傷害公務執行妨害被告事件に付き、昭和二十六年七月十一日福岡高等裁判所宮崎支部裁判長判事山下辰夫が宣告した判決は、憲法第三一条に規定する法定の手続によらずして被告人の自由を奪う憲法違反の判決であつて、到底破棄を免れないものと信ずる。

本件控訴記録第一八一丁第一回公判調書に依れば、昭和二十六年七月十一日午前九時三十分判決の宣告をなす旨を告げ閉廷したとあり、次に同記録第一八三丁第二回公判調書に依れば、同年七月十一日判決を宣告する旨を告げ判決文を朗読し、同時に理由の要旨を告げ且上訴期間及上訴申立書を差出すべき裁判所を告げたとの記載がある。

仍て右第一、二回公判調書の記載に従い昭和二十六年七月十一日宣告された判決を探すれども、記録中の何処にも見当らない。

本件記録には丁数の記載があるが、一八五、一八六、一八七丁に該当すると思わるゝ三丁に判決がある。

而して一八五、一八六、一八七丁に該当すると思わるゝ三丁に判決がある。

然しこの判決を仔細に検討すれば、その末尾に「昭和二十六年六月二十九日」との記載があつて、此の判決が昭和二十六年七月十一日宣告されたものであるかどうか明らかでない。

なお右判決書の欄外に、裁判所書記官日高和夫が昭和二十六年七月十一日宣告と署名捺印してあるが、右七月十一日の記

一

載は最初六月二十九日と記載してあつたものを抹消し七月十一日と訂正した痕跡が明瞭に残つているが、訂正の箇所に單に認印を押捺してあるだけであつて訂正字数の記載もない。

従つて右判決が果して昭和二十六年七月十一日宣告されたものか、或は又同年六月二十九日宣告されたものか明らかでないのみならず、判決末尾の記載によれば明らかに右判決は昭和二十六年六月二十九日宣告されたものと認むるの外はない。

然らば記録上昭和二十六年七月十一日宣告された判決はないのであつて、被告人の控訴に対し第二審裁判所が如何なる判決をしたかすらも明らかでない。

刑事訴訟法、刑事訴訟規則により明らかなる如く、判決によらずして国民の自由を奪うことの出来ない事は、憲法第三一条の明示するところであつて、此の一点に於て原判決は当然破棄せらる可きものと信ずる。

或は前示第一、二回公判調書の記載等より見て、右判決の末尾に記載せる「昭和二十六年六月二十九日」の記載は「昭和二十六年七月十一日」と記載すべきものを誤つて「六月二十九日」と記載したものと認むべきが相当であるとの説をなすものがあるかも知れないが、單なる調書は別として、苟も被告人の運命を決すべき判決に一言半句の誤記があつてならないことは当然であつて、若し本件の如き場合に於て單なる誤記として便宜的解釈を与えこれを看過するが如き事あらば、裁判所自ら判決を軽んずるものというべきであつて、最高裁判所は判決を絶対尊重する意味に於て便宜的、救済的解釈を退け、最も厳重なる解釈を下されんことを希求するものである。

以上

昭和二六年(あ)第三七一八号

判決

本籍並びに住居　川越市大字川越一〇八番地　田中実　大正一二年一一月一日生
無職（元東京鉄道管理局大宮工場技工）

本籍並びに住居　大宮市大字土呂町一二六五番地　薄田良二　昭和三年二月一〇日生
無職（元東京鉄道管理局大宮工場技工）

右両名に対する業務妨害、建造物不退去被告事件について昭和二六年七月二三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人等から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人両名の弁護人為成養之助の上告趣意（後記）第一点について。

第一審判決の適法に認定判示する事実を基礎とする限り、被告人等の本件所為が、その目的、意図の如何を問わず、業務妨害罪並びに建造物不退去罪に該当することは明白である。そして所論の如き事情を考慮しても、これがため被告人等の本件

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三七一八号

三月三一日判決　昭和二六年(あ)第三七一八号

所為を正当化し、右犯罪の成立を阻却する事由ありとなすを得ない。この点に関する原判決の判断は、結局において正当であるから、論旨は採用することができない。

同第二点について。

論旨は量刑不当の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よって同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第三七一八号

被告人　田中実

同　薄田良二

弁護人為成養之助の上告趣意

第一点

原判決は、被告人らの本件行為が赤色追放に反対する護憲行動であるのに基本的人権に関する憲法の諸条規の解釈を誤り、右行動を違法行為と断定した違法がある。

一、原判決は被告人らの本件行動の動機が赤色追放反対の趣旨にあることを認めながら、赤色追放は占領下の日本政府が連合国総司令官の勧告に基ずき公共の福祉のため採った措置であって、該措置が果して憲法違反であるかどうかは当時における被告人らの独断のみによってはたやすく断定できない問題であるといっている。

二、昭和二五年一一月中、国鉄従業員である被告人らに対して赤色追放にかけようとした根拠は、公共企業体労働関係法に基ずき人員整理に名をかりてなされたもので、被告人らに個人的に具体的な解雇理由があるからというのではなく、単に被告人らが共産党員であったという点に過ぎないことは記録上明かである。

三、公共企業体労働関係法は従業員の争議行為を禁止し、業務上の都合により共産党員又はその同調者を理由なしに首切ることができるような伏線をしている。しかし、同法は右の限りにおいて違憲である。

四、憲法は勤労者の争議権を保障している（第二八条）ばかりでなく思想及び良心の自由（第一九条）、言論の自由（第二一条）を認め、殊に第一四条第一項において人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないと規定し、「すべて国民は法の下に平等」であることを明かにしている。

五、したがつて公共企業体労働関係法中、争議禁止等の前記事項に関する諸規定ならびにそれに根拠をもつ本件赤色追放が右憲法の諸条規に反することは明かである。ただ赤色追放が連合国総司令官の勧告に基ずき公共の福祉のためにとられた措置とみなされ、その故を以て当然有效であるとの論がたやすく許されるかが問題である。

いわゆる赤色追放の問題に関しては、超憲法的勧告の絶対性を云々して赤色追放の違憲、合憲を判断する余地がないかの如く考える向きもあるようである。しかし本件赤色追放の措置は直接には公共企業体労働関係法を根拠としてなされたものであつて、国内法の問題として当然違憲、合憲を論じうるものと解する。

六、連合国総司令官の勧告は超憲法的というよりはその勧告に基ずいてとられたとする措置が果して憲法に合致するものであるかどうかを自主的に判断することこそ国内法上の要請となる。勧告は、憲法に反する趣旨において日本の国内法にとり入れられるべき性質のものではあるまい。何故なら、占領軍の日本国管理の方式は日本国政府を通ずるものであり、日本国最高法規は憲法であり、憲法は日本における民主主義の復活強化、言論、思想の自由、基本的人権の尊重の確立をめざすポツダム宣言を忠実に履行するため連合国の諒解の下に成立したものであり、したがつて日本国民は憲法に照してのみ国内法規の正当性を論ずるのが至当であるから。

七、以上の見解に立つて憲法の前記諸条規に照せば赤色追放問題は、「法の下に平等」たるべき国民を差別待遇するものとして違憲無効の措置であることは疑いない。

八、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権到を有する」（憲法第二五条第一項）。したがつて又、同法第二七条第一項は「すべて国民は、勤労の権利を有し義務を負ふ」ことを明かにし、その裏付けとして同法第二八条が勤労者の団結権、争議権を保障したのであり、労働者は公共企業体の従業員であると否とに拘らず、すべて差別がなしにこの権利を享有すべきである。

しかるに、公共企業体は国民生活に重大な関係をもつ業務を運営しているから「公共の福祉」のために従業員の争議行為を禁じ、業務運営の都合上共産主義者とその同調者を追放するのを相当と認め、そのために連合国総司令官の勧告もあつたと論ずる者があるかも知れぬが、公共企業体の業務の特殊性をたてに「公共の福祉」に名をかり、その従業員に対し具体的事情に基ずかずして単に一定の思想の信奉者たることを理由として従業員を業務上不適当の人物と認めて事実上赤色追放をなしうるような規定の存在を許すことは法の下に明かな差別待遇を認めるものであるばかりでなく、民主主義諸国家における労働者の基本的人権の尊重の方向とは明かに逆行するものであつて、結局共産主義的思想の自由の除外例をなすというに帰着し、憲法の基本的人権に関する諸条規を根底から無視する結果となる。

九、本件被告人らについては共産党員であるという一事を除いては、解雇を正当とする理由は、本件発生の昭和二五年一一月一三日までの間具体的には存しなかつた。この点前述の通り記録上明かである。したがつて被告人らを赤色追放により解雇せんとするのは信条の自由を侵す差別待遇として違憲であり、本件発生直前における被告人らの従業員としての地位は憲法違反の不当解雇により基本的人権の侵害が正に目前に迫つている危険にさらされていたわけであり、手を拱いていればいや応なしに被告人らの生活権、勤労権、団結権は憲法もろともむざんにもふみにじられてしまう。

被告人らはこのような憲法違反と基本的人権の侵害の危機に直面して泣きねいりにおちいることなく、労働者的自覚に基ずき右に対抗し、自己ならびに国鉄従業員の勤労者としての権利を守るために非常手段として本件行動にでたのである。（記録上明かである）

一〇、労働者が自己の生存権を維持するためにとつて来た行動を歴史的に見れば、常に時の法規のそくばくをうけて違法行為として所罰されたが、その所罰に屈せずくり返し、おし返し生存権の維持向上のための尊いぎせいが払われため、ついに個人対個人の契約自由を基調とする市民法的原理が労働法制的修正をうけ、労働権、生存権が、労働者の基本的

人権として法制上確立される段階まで到達したのである。

終戦后、ようやく我が新憲法においても、基本的人権を侵すことのできない永久の権到として現在及び将来の国民に与えられると明記し（第一一条）、終戦后の三年間余あらゆる企業体の労働者に争議権を認めてきた位である。しかるに本件当時、被告人らは国鉄従業員としてすでに争議権をうばわれ、思想の自由を無視され、信条による差別待遇をうけ、いわば手足をもがれたあげく、首までしめあげられようという労働者権の確立とは凡そ逆行する方向に追いこまれた。尋常一様の方法によつては到底この逆行に対する警告防衛の手段をとりえないことは火を見るよりも明かである。そこで労働関係が労働者に特別不利な状態に置かれた時常に発生する事例にたがわず、外見上法を無視するかに見える捨身の行動により実質的に法の目ざす人権ようごを全うせんとする努力の必然的傾向として被告人らの本件行為が発生したのである。これこそ過渡的な新たな法秩序創造のための革新的行動に外ならず、結局憲法ようごの正当行為と認められるべきである。

一一、それ故被告人らの行為は刑法第三五条の正当行為にあたる筈であり、そうでなくとも同法第三六条か第三七条にはあたり、結局罪とならないと考えられるのに、原判決は一審判決を支持して右の所論を排斥し被告人らを有罪と認定した。右は憲法の解釈を誤つた違法に由来するもので破棄されなければならぬ。

第二点

かりに、被告人らの行為が有罪にされるとしても量刑甚しく不当であるから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと考える。

その理由。

(1) 被告人らは、被告人らを含む民主的労働者にふりかかろうとする赤色追放が民族の独立を叫ぶ愛国者の追放として

勤労者の権利を不当に奪う違憲行為であり、これに対抗して国鉄の自己職場において勤労者の正当な要求をあくまで強調することにより勤労者の基本的人権を守り、真実憲法をようごしなければならぬとかたく信じて本件行動にでたもので、一点私心なく、ひたすら労働者の地位向上のために打ちこむ純情一途な所が認められる。

(2) 被告人らは、個人的には勤務上解雇に値いするような不当行動は認められず、職場においてはむしろ同僚の信頼をえていた者である。殊に被告人薄田は本件発生当時にいたるまで八年間（十五歳位から二十二歳位までであることは明かである）無欠勤という類まれな成績であつた。

(3) 被告人らは勿論前科なく、将来に富む青年である。

以上は何れも記録上明かである。

右諸点を偏見をさしはさまず虚心に検討する場合、被告人らに各懲役六月の実刑を科するのは、科刑の目的にことさら反することを容易に見抜くであろう。第一、二審判決が六月の実刑相当なりと断定したことは、労働関係の歴史的方向に理解なき皮相の近視眼的、反民主的裁判たるのそしりをまぬがれない。

以上

昭和二七年(あ)第四二〇五号

判決

本籍並びに住居　山梨県東八代郡錦生町井の上一三一四番地

日雇業　矢野嘉雄　昭和四年一〇月一〇日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二七年三月一九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人佐藤孝文から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決及び第一審判決を破棄する。

被告人を第一の罪につき罰金千円に、第二乃至第九の罪につき懲役五月に処する。

被告人が右罰金を完納しないときは金百円を一日に換算した期間労役場に留置する。

(一)糯精米二九瓩の換価金一一八一円三七銭（甲府地方検察庁昭和二四年押第一七八九号）、(二)粳精米一四瓩二〇〇瓦及び小麦粉一九瓩三〇〇瓦の換価合計金一二六一円一一銭、(三)小麦粉四八瓩の換価金一七九五円四二銭（甲府区検察庁昭和二五年押第三〇七号）、(四)小麦粉一八瓩七五〇瓦の換価金七〇一円三四銭、(五)小麦粉五九瓩の換価金二二〇六円八七銭（甲府区検察庁昭和二五年押第六〇八号）、(六)粳精米五〇瓩の換価金二〇五四円七〇銭（甲府地方検察庁昭和二五年押第二八〇号）、(七)粳精米二〇瓩五〇〇瓦の換価金七七三円六一銭（甲府地方検察庁昭和二五年押第四一九号）、(八)精米一五瓩の換価金六一六円四〇銭（甲

三月三一日判決　昭和二七年(あ)第四二〇五号　一

府区検察庁昭和二五年押第二三〇〇号)、(九)精米一八瓩の換価金七三八円は、いずれもこれを没収する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

本件公訴事実中大豆輸送の事実につき被告人を免訴する。

理由

弁護人福永福雄の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。しかし本件公訴事実中大豆輸送の事実(第一審判決摘示の第一〇の事実)については、昭和二七年政令第一一七号により大赦があつたので、刑訴四一一条五号、四一三条但書、三三七条三号により、原判決及び第一審判決を破棄し、右事実につき被告人を免訴すべきものである。

よつて第一審判決が適法に証拠により確定した判示第一乃至第九の大赦にかゝらない事実に対し、同判決掲記の各食糧管理法、同施行令、同施行規則を適用し、なお被告人には同判決に判示する如き前科があり、これと判示第一の罪とは刑法四五条後段の併合罪となるので、同法五〇条を適用しまだ裁判を経ない右罪につき、所定刑中罰金刑を選択し所定金額の範囲内で被告人を罰金千円に処し、判示第二乃至第九の罪につき、所定刑中各懲役刑を選択し、右は刑法四五条前段の併合罪になるので同法四七条、一〇条により犯情最も重いと認める判示第九の罪の刑に法定の加重をした刑期範囲内で被告人を懲役五月に処し、罰金不完納の場合における労役場留置につき刑法一八条、没収につき同法一九条一項一号二項、訴訟費用の負担につき刑訴一八一条を適用して、主文のとおり判決する。

右は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　安平政吉出席

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上　登

裁判官　島　保

裁判官　河村　又介

裁判官　小林　俊三

裁判官　本村　善太郎

昭和二七年(あ)第四二〇五号

被告人　矢　野　嘉　雄

弁護人福永福雄の上告趣意

一、記録を精査致しましたが原判決に刑事訴訟法第四百五条各号に該当する事由があることを見出すことが出来ません。

二、次に更らに同法第四百十一条に該当する事由が有るや無いやを各号に亘り精査致しましたが之れ亦該当事由を発見することと出来ません。

三、本件は第一審判決の刑の量定が甚だしく不当であるとして控訴の申立に及び原審は之れを不当に非ずとして棄却した判決に対する上告でありますが、被告人には同一犯罪の前科が二犯あり、本件犯行は其都度検挙せられ乍ら前後十回に亘り連続して行はれているものでありますから「刑の量定が甚だしく不当」であるとは乍遺憾云い得ないと思います。

以　上

昭和二七年(あ)第四二九六号

判　　決

本　　籍　茨城県筑波郡谷原村大字下小目二七番地
住　　居　千葉県東葛飾郡小金町二ッ木一三〇番地
養　兎　業　染　谷　省　三
明治四〇年四月一五日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二六年九月二八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人高澤正治の上告趣意（後記）第一点について。
原判決が第一審判決の量刑の当否につき判断するに当り、かりに所論の如く、被告人の既往の犯罪についての経歴を参酌したとしても、それは、単に量刑の一事情として考慮したに止まり、これにより、これら既往の犯罪に対する確定判決を動かしたり、若しくはこれらの犯罪に対し重ねて刑罰を科する趣旨のものでないことは極めて明瞭であるから、原判決を目して憲法三九条に違反するということはできない（当裁判所昭和二四年(れ)第一二六〇号同二四年一二月二一日大法廷判決、判

三月三一日判決　　昭和二七年(あ)第四二九六号　　一

三月三一日判決　昭和二七年(あ)第四二九六号

例集三巻一二号二〇六二頁参照)。論旨は理由がない。

同第二点について。

論旨は量刑不当の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第四二九六号

被告人　染谷省三

弁護人高沢正治の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十九条に違反し、同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問う趣旨の判断を為すものであるから破棄されなければならない。

原判決は第一審判決の刑の量定を支持し、「しかし記録を精査し被告人の経歴性行その他量刑の資料となる一切の情状を考察するときは所論の点を考慮に入れても猶原判決の刑の量定が重きに過ぎるとは考えられない」との判断の下に被告人の控訴趣意第二点を斥けている。即ちその言い廻し文言よりすれば原判決が被告人の経歴を第一審判決の刑の量定を支持する判断の基礎となし、若しその経歴がないならば軽い量刑にて然る可きもその経歴あるが故に第一審判決の刑の量定は重きに過ぎるものでないとなしていることは明瞭である。

結局原判決は被告人の経歴あるが故に重い刑事責任を課するも妥当であるとの判断をなしたもので被告人の経歴に対して刑事責任を課することを認めた趣旨に了解出来るものであるが、本件訴訟記録を精査するに被告人を重く処罰す可き所以として考えられる。

被告人の経歴としては唯被告人が十年以上前に犯罪を犯していると云うこと及び数年前に一度罪を犯したと云うことの二点より他に考えられない。而も数年前の犯罪はこれを前科として表現す可きであり、特に原判決が前科と云はず経歴として表現する以上、此処に所謂経歴とは、被告人が十年以上前に罪を犯したことがあるとの経歴を指称するものと考えられるのである。畢竟原判決は既に刑の言渡がその効力を失つた（刑法第三十四条の二）右被告人の嘗つての犯罪に対して

刑事責任を課したものと考えられざるを得ないのである。

右は明らかに刑法第三十九条に違反し、同一の犯罪に対し、重ねて刑事上の責任を問うたものと言う可く、原判決は破棄さる可きものである。

第二点　原判決の刑の量定は甚だしく不当であり破棄しなければ著しく正義に反するものである。

原判決が右の如く既に刑の言渡が効力を失つている被告人の前歴につき、これを考慮に入れて第一審の判決による刑の量定を支持すること自体著しく正義に反するものと認められるのであるが（若しこれが当然と云うことになれば一度罪を犯した被告人は生涯その前歴のために苦しまねばならぬことを裁判所自体認めたことゝなり、刑法第六章刑の消滅の規定は全く有名無実のものとなるであろう。一般社会は既に罪を犯したことある者に対し何時迄も冷厳であることは言う迄もない少くも裁判所だけは、刑の消滅の趣旨を十分に汲んで被告人に更生の機を与えて欲しいとは弁護人の希望である）。

原審訴訟記録により諸般の情状を考察すると（原審控訴趣意書を引用）被告人に対する科刑は半分以下に量定さる可きものと思料する。原判決は抽象的に訴訟記録中第一審判決を不当とす可きものはないと判断するが、右述被告人の経歴を慮外すれば被告人が妻帯以来甚だしく更生の意欲にもえ真面目な生活を送つていたことは明瞭で、今此処で被告人に重刑を科することは永久に被告人の更生の期を奪うことに他ならない。結局裁判は被告人を更生せしむることに主眼を置く可きものであり、法律の所期する正義とは、国民の一人一人を立派な人物たらしめることになければならない。

本件の如き更生の意欲に燃えた、被告人の不図した過失に対し重刑を以つて臨むことは正に著しく正義に反するものと云う可きであろう。何故ならこれによつて被告人は更生えの企図を挫折し、良き国民たらんとする意欲を失うからである。仮りに本件において被告人に罪を犯したと云う前歴さえなければ裁判所はこれに執行猶予を附し極く軽い刑を以つて臨んだであらうと推定できるのである。最高裁判所におかれては宜しく此の点に思を致され、被告人の立派な人たらんと

の意欲を挫折冷却せしめざる様配慮賜らんことを切望する次第であります。

以上

昭和二七年(あ)第四三〇〇号

決　　定

本　　籍　朝鮮全羅南道莞島郡莞島面花興里六四五番地

住　　居　東京都港区芝南佐久間町二丁目四番地

会　社　員　水原敏雄こと　崔　安　休

大正一〇年五月六日生

右の者に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二七年三月六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人佐々木茂の上告趣意第一点は憲法違反を主張するがその実質は単なる量刑不当の主張、第二点は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(裁判所が諸般の事情を考慮して被告人に法定刑の範囲内の刑を言渡しても憲法一一条、一三条に違反しないことは昭和二二年(れ)二〇一号同二四年三月二四日大法廷判決及び昭和二二年(れ)一〇五号同二三年四月七日大法廷判決各参照)また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

三月三一日決定　　昭和二七年(あ)第四三〇〇号

一

三月三一日決定

昭和二八年三月三一日

昭和二七年(あ)第四三〇〇号

二

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上　登

裁判官　島　保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第四三〇〇号

被告人　崔　安　休

弁護人佐々木茂の上告趣意

原判決は控訴をその論旨理由なきものとして棄却したが、右判決には刑事訴訟法第四一一条並びに第四〇五条の理由があるから破棄せらるべきである。

第一点（憲法第一一条及び第一三条違反）

原判決は第一審判決が被告人に対して実刑二年を科したことを相当と認め弁護人の量刑不当の主張を理由なしとしている。

原審の量刑は不当であり、憲法第一一条及一三条に違反している。

蓋し刑の目的が窮局的には被告人の社会的復帰を目的とするものであるところからして、その科刑は犯罪構成要件該当事実に機械的に比例するものではなく、被告人の行為に象徴せられる危険性が科刑を媒介として除却せられる可能性を最大限度とせらるべきである。

即ち裁判官は法定刑の範囲内に於て犯罪事実に対する科刑を被告人がその人格の危険性の故に社会的隔離を必要とする限度を最高とし、その必要なき場合を最小とするのが一般である。

而して裁判官の全人格的判断は憲法第七六条の司法権独立の原則から期待しうるものであるが、我国が敗戦降伏してポツダム宣言を受諾してより、我国の主権は連合軍最高司令官の管理下にあり司法権も亦その超憲法的権威の下にあつたことは云うまでもない。

かゝる場合において裁判官は連合軍最高司令官の占領目的を達成せんとする指令、書簡、声明から自由であることは出来ない。

加之、超憲法的権威に由来すると称せられる法令の解釈、運用が憲法の趣旨に反することあるも亦違憲無効となし得なかつたところである。本件において被告人に対し実刑二年を科したのはかゝる「まことに止むを得ない」事情の下になされたものと解釈せらるべき相当の事由があるのであつて、右科刑には憲法第一一条〔基本的人権の享有〕及び第一三条〔個人の尊重〕に違反するものがある。

即ち被告人が麻薬取締法違反として逮捕せられたのは原審記録に明らかなように横浜C・I・D第四四犯罪捜査課捜査員A・B・シャタックによるものであり、被告人は右捜査課に留置され、默秘権を認められることなく自白を要求せられたのであり、麻薬取締法違反が被害者を米国政府とされていることも、占領下特有の現象である。（記録八五丁）

かくその捜査の発端においてC・I・Dが取扱つており、本件が日本側に移送されても、これが所謂報告事件として、超憲法的権威に基く法的規範に制約せられていたものと推定しなくてはならない。

控訴趣意書第二点末尾にも指摘したごとく、麻薬取締法第五十七条は第四条第三号違反を五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処することになつている。

最高限が五年であり、五万円であるならば本件の如き情状を考慮に入れるときは前科なき被告人に対しては罰金刑が相当である。

刑法第二〇四条（傷害の罪）は十年以下の懲役又は五百円以下の罰金（罰金等臨時措置法第三条により金二万五千円以下）若しくは科料に処すことになつているが、その量刑の実際に於ては殆んどが罰金刑であり、特に悪質であり累犯性が認められる場合に限つて体刑を課し、それも六ケ月以下である。

即ち選択刑がある場合は罰金刑を原則とし、懲役に処する場合でも執行猶予の恩典に浴せしめるを例としている。

然るに麻薬取締法違反に於ては罰金刑に処することは殆んど判例がないのであり、懲役刑を然も重き実刑を科している。執行猶予は殆んど認められないのが実情である。かゝる重罰は重罰を望むところの超憲法的権威に由来する実定的法的規範の存在を予定しなくては理解し得ないところである。

刑法第一〇条は長期の長きもの又は多額の多きものを重しとするとしており、刑法上の比較よりいえば麻薬取締法違反は刑法第二〇四条より軽いといわねばならない。

ところが科刑の実際からみると之と逆であり、量刑極めて苛酷なものとなつている。

かゝる科刑のよつて来る所以のものは麻薬取締が本来の目的を連合国の占領目的に由来し、超憲法的権威により実定性を与えられた指令的法的規範の存在によるに外ならない。

明らかに右は我国の主権がG・H・Qの管理下にあり、裁判所においてもその限度において憲法第一一条及第一三条に違反するも之を無効とするを得なかつた為めである。

（占領下の裁判がとかく苛酷なものとなる例としては所謂五・三〇事件で暴行日本人に刑法の法定刑を超えた懲役十年が言渡されたことによつても明らかである）

昭和二十七年四月二十八日平和条約が発効し、我国は独立したのであり、聯合軍最高司令官の覚書指令はその効力を失い、司法権は憲法七六条の独立の原則に戻り、裁判官は良心に従い憲法及び法律にのみ拘束されることになつたのであるから、麻薬取締法に対する解釈もその適用も亦裁判官の良心のみに従うて為されうる状態におかれている。

憲法第一一条は国民はすべての基本的人権の享有を妨げられないと規定し、同一三条はすべて国民は個人として尊重されるとしている。

従つて犯罪による処罰の場合においても被告人の基本的人権は尊重せられねばならない。

然るに占領下における麻薬取締法の解釈適用は叙上の如く超憲法的権威に基く指令的法的規範に制約せられて刑の量定に於て著しく苛酷なものとなり基本的人権を不当に侵害している。

それは単に裁判官の自由裁量の範囲を遙かに越えており、刑事訴訟法第一条違反に該当するものであり、基本的人権の享有を保障した憲法第一一条第一三条に違反するものである。

かくして第一審判決は窮局に於て憲法第一一条第一三条に違反したものであり、之を支持した原判決も亦違憲であるから、破棄せらるべきである。

第二点（刑の量定が甚しく不当である）

原判決は被告人を懲役二年に処したが左の情状があるから刑の量定が甚だしく不当であつて、之を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。

(イ) 麻薬の保管は自己の意思に基ずかないこと。

(ロ) 麻薬の保管は営利のためでもなく、施用のためでもないこと。

(ハ) 麻薬の処分は被告人に非ずして韓竜雲なること。

(ニ) 麻薬の処分には期待可能性が極めて薄いこと。

(ホ) 麻薬の処分は悪徳業者の詐術に乗ぜられたものなること。

(ヘ) 被告人は麻薬売買の常習者に非ざること。

(ト) 被告人は真面目な会社員であること。

(チ) 被告人は前科なく酒を嗜まず、遊興を絶対に致さず、性質温良、篤実なること。

(リ) 被告人はその後悔悟謹慎し、改悛の情顕著なること。

(ヌ) 再び過ちを犯す虞のないこと。

(ル) 占領下の特殊事情による重い科刑であつたこと。

(ヲ) 被告人及び妻がいずれも現在病患に苦しみおること。

右諸点は既に控訴事件の弁護人ら両名の趣意書に詳述せるところであるから、その重複をさけるも、明らかな量刑不当であるから、正義公平の立場より原判決を破棄し軽い罰金刑に処せられんことを求める。

以上

昭和二七年(あ)第四五二六号

決　定

本　籍　秋田県鹿角郡毛馬内町毛馬内字休堂三八番地
住　居　同県同郡小坂町小坂鉱山字杉沢八九番地
無　職　榊　村　吉　明治三七年八月二三日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二七年六月二七日仙台高等裁判所秋田支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人馬場正夫の上告趣意は、単なる法令違反の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない（所論の如き控訴趣意書提出最終日の指定、その変更及び公判期日の指定は、刑訴規則五五条二項の裁判書とはいえないから、所論の書類に裁判官の署名若しくは記名がないからといつて、かゝる指定を無効とすべきいわれはない）。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

三月三一日決定　　昭和二七年(あ)第四五二六号

一

三月三一日決定　昭和二七年(あ)第四五二六号

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上　登

裁判官　島　保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第四五二六号

被告人榊　村吉

弁護人馬場正夫の上告趣意

記録を精査するも本件につき上告理由を認め難いが、原判決には判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり、かつ原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるので、刑事訴訟法第四百十一条に基き左記事項につき上申する次第である。

本件記録六一頁編綴の控訴趣意書差出最終日の指定書、六六頁編綴の同じく最終日延期許可書および七一頁公判期日指定書を見ると、いずれも裁判官の署名も記名もなく押印あるのみである。これらの書類はいずれも判決書以外の裁判書である。而して裁判書の署名捺印に関する刑事訴訟規則第五十五条第二項によれば「判決書以外の裁判書については、前項の署名押印に代えて記名押印することができる」と規定せられ、裁判書作成者の責任、同一性が最少限度に保証されている。すなわち同規定は判決書以外の裁判書についても本来署名捺印すべきところ便宜上記名捺印を以て代えうることを規定したものであつて、裁判官の押印さえなされていればそれで良いということを規定したものではない。しかも本規定は公判調書、公判準備における証人等の尋問調書と並んで最も重要なるべき裁判書の作成手続に関する厳格なる効力規定と解すべきであり、これに違背した裁判書は無効と謂わなければならない。すなわち本件においては控訴趣意書の提出期限の指定および公判期日の指定がなかつたことに帰する。しかるにこの無効な裁判書に基き控訴趣意書の提出および公判期日の指定がなされた。かゝる違法な手続のもとに開かれた公判期日は当然無効であり、かゝる法令違背は当然に判決に影響を及ぼすものと謂わなければならない。しかも本件の如く軽々に訴訟法規に違背した手続のもとに被告人が審理を受け、判決を下されることは刑事訴訟法上第一条の規定にもとり原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものという

べきである。よつて本上申に及ぶ次第である。

二　以上

昭和二七年(あ)第六五四二号

判　決

本　籍　朝鮮忠清北道永岡郡深川面深川里

住　居　福岡県京都郡苅田町大字雨窪（現在土手町拘置支所在所）

人　夫　加藤春夫こと　姜　永　伊　明治三九年一二月一〇日生

右に対する強盗、窃盗被告事件について昭和二七年一一月一九日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人本人の上告趣意（後記）について。

論旨は結局事実誤認の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人安原正之の上告趣意（後記）について。

原判決が所論大審院の判例に反する判断をしたとの主張は、結局事実誤認を前提とする判例違反の主張で上告理由として

三月三一日判決　昭和二七年(あ)第六五四二号　一

不適法である。次で原判決が当裁判所の判例の趣旨に反する判断をしたとの主張について検討するに、第一審判決は、所論犯罪事実の証拠としては、単にその標目を列記しているのみであつて、その挙示する中村満の公判供述にしても、これを所論の如く自白として採証する趣旨ではなく、判示犯罪事実に符合する供述部分のみを採証する趣旨であることは明白である。そして同人の右の如き供述と他の第一審判決挙示の諸証拠とを綜合すると、優に被告人の本件強盗に加担した事実を認定することができるのである。従つて第一審判決並びにこれを維持する原判決には、何等採証上の違法はなく、所論判例違反の主張は到底採用するを得ない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第六五四二号

被告人　姜永伊　加藤春夫こと

被告人の上告趣意

強盗窃盗被告事件に付き第一、二審に於て判決理由強盗見張りを以て三年の有期懲役を言渡されてありますが右の内強盗被告事件に付きましては私には全然関係なく左の事実に依り強盗罪に付いては無罪を以て論ぜらるべきが至当と思い左記の通り上告趣意書を提出致します。

記

事犯当時即ち昭和二十三年一月頃私は現住所たる福岡県京都郡苅田町雨窪に於て土方人夫として労働に従事し月収壱万円余を得て家族五人を扶養しておりまして別に生活的に困る様な事はありませんでした、昭和二十四年末頃より前記同所に於て独立して採石バラスの請負を専業として月収参万乃至参万五千円を得る様になり家族五人を扶養しつゝ生活を営んでおりました。

共犯者の中村、池尻、山中、緒方、他壱名氏名不詳等とは私の仕事の関係上私が小倉市曾根町の山中某方の納屋を借りて居りました時に前記山中方に中村が同居する様になりましてから顔を見合せれば時々言葉を交はす程度の知合いとなり其の後中村を通じて池尻、山中等と知り合ふ様になりまして深い交際は無かつたのであります。

事犯当日即ち昭和二十三年一月十二、三日頃午後七時頃中村始め池尻、山中等が山中某方に来り色々と世間話を話してゐる中に私も誘はれて皆と一緒に外出したのでありますが、其の時強盗など言ふ言葉は全然なく勿論事前に其の様な計画がある事を窺知しておりますれば、外出に誘はれても拒否するのは当然でありました。

被害者であります岸本氏宅の前に来ました時、始めて皆の者から事件の計画を話され行動を共にする様強制されましたが、余りに事の意外さに驚き、私の年令的に又は私の妻子其の他系累の事等を考へますと斯る犯罪を犯す事が如何に恐ろしい事であるか系累に及ぼす影響など切実に感ずるものがありましたので皆の強要を強く拒否したのでありました。

其の結果皆の者から罵倒せられて其の場所を立ち去りました、私が当初より其の情を知りて行動を共にした事実の上於ける有罪の判決ならば共犯としての責任は当然免れ得ざる所でありますが、当初より全然其の情を知らず前記犯罪現場に於て始めて其の情を知らされましたが、私は共同の目的と意思に依る行動は拒否し共犯者とは完全に別個の目的と意思とを以て行動をとつたのであります。私の行為は徹倒徹尾何等犯意を伴はざる行為でありまして而も判決理由は見張りを以て推定論断せられておりますが、此れは甚しく事実と相違するものでありまして、私は前記犯罪現場に於て罵倒せらるゝや直ちに其の場を立ち去り自分の家へ帰へるべく恒見国道を西方へ急ぎまして、約三十分余り歩るき（犯罪現場より約十五、六町距りたる場所）喫煙すべく煙草に火をつけておりますと後方より人声がしますので立ち止まつておりますと皆の者が帰つて来るのと会ひましたので、共に自分の家へ帰へつたのでありますが、犯罪現場より直ちに其の位置を去り約十五、六町距れたる個所に於て見張りが可能であるか否や十分に御検討願い度く、此の事実を以て致しましても原審の判決は甚しく誤認の結果と断じざるを得ません。

思ふに見張りとは、其の情を知りて他の者の行為に便宜と利益とを供与すべく見張りを以て援助した行為と解しておりますが前述の如く私は其の意思に於て又其の行為に於て何等共犯として其の責任を負ふべき法律的根拠は全くない事を確信するのであります、共犯者池尻利規は私と同様強盗見張を以て有期三年の懲役を言渡されておりますが、これは当初より其の情を知りて犯罪現場に於て完全に見張りの行為をなし、他の者の行為に便宜と利益とを供与したる行為である事は確実でありまして、それに依りて類推を以て私の行為を認定せらるゝは、人道上、社会正義上恐るべき結果を招来する事之より危険

なる事はありません。

事件は既に昭和二十三年の事件でありまして約五年間の歳月を経過しておりますので当時の状況と事実とを立証するに援用すべき事項がない事を甚だしく遺憾とする所でありますが、茲に幸い当事犯の主犯である中村満が既に服役中でありますので同人に対し訊問調査願へれば事明の事であります。前述の事実に対しまして三年の有期懲役の言渡しは正に強盗としての条文の適用は誠に疑があり量定の不当は勿論十分事実を慎重御審議御検討の上無罪を以て処断せらるべきが当然である事を切に確信するものであります。

以上

昭和二七年(あ)第六五四二号

被告人　姜　永　伊

弁護人安原正之の上告趣意

原審判決は左の点に於て判例と相反する判断をなした違法がある。

原審弁護人提出の控訴趣意書記載のとおり起訴状第一の事実については、被告人は相被告人中村満、同池尻敏教他三名と合意のうえ窃盗の意思を以て被害者岸本権六宅附近に至り相被告人の一人緒方亀治に外で待つて居れと云われ戸外で待つて居つたものであること、被害者宅内でどんなことがあつたのか知らぬこと、従つて相被告人等が被害者岸本権六に対して暴行脅迫行為に及ぶが如きことは予想もしなかつたものであることは第一審第一回公判調書中に裁判官の問に対し被告人姜永伊の「第一の事実は窃盗をすると云つたのでついて行つた事は相違ありませんが緒方が外で待つて居れと申しますので池尻と一緒に外で待つて居りましたので中でどんな事があつたか知りません、尚誰が持つて来たか判りませんが品物は私の家に持つて来て居りその時に始めて何を盗んで来たかを知つた位です」旨の供述記載があること（記録第十八丁表）及び相被告人池尻敏教の「強盗に行くとは知らず窃盗に行くつもりで一緒に行つた事は相違ありませんが緒方が外に居れと云つたので私と姜は戸外に居り一時間位待つて居りました、その間に他の人が中に這入り何を取つたか知りません」との供述記載があり（記録第十八丁）並びに裁判官の相被告人中村満に対する問「どうして行く様になつたか」に対し同被告人が「窃盗をするつもりで行きました」「姜、池尻は家の中には這入らなかつたのか」の問に対し「誰が待つて居れと云つたかは知りませんが二人は家の中には這入りませんでした」（記録第二十三丁裏）、弁護人の問「山中か誰かゞ庖丁で脅したことは」に対し「その時は気がつきませんでしたが姜の家で山中からその事を聞き知りました」（記録第二十四丁裏）との供述記載があること。

右によれば、被告人は強盗については共謀の事実なく且強盗行為について未だ共同実行々為を遂行したものとは認められないから被告人の右所為を以て強盗の実行正犯を認定することは事実誤認があり左記判例に違背するものと考える。

大審院大正三年六月十九日判決、大審院刑事判決録二〇輯一二六〇頁。

尚第一審判決は前記相被告人中村満の供述を証拠として強盗事実を認定しているものであるが、同被告人は裁判官の問に対し冒頭公訴事実はその通り相違なく被告事件について別に陳述することはない旨供述しておるけれども同人は裁判官並びに弁護人の詳細なる事実審理に対しては被告人等は窃盗の話合いのうえ被害者宅に赴いたものであることを明瞭に供述して強盗の共謀の事実を否認してゐる。而るに同被告人の右供述を証拠として強盗行為を認定した第一審判決は採証上の違背があり右判決を維持した原審判決は左記判例の趣旨に違背する。

最高裁判所昭和二十三年(れ)第一八八号、昭和二十三年七月二十日第二小法廷判決。

以上

最高裁判所裁判集（刑事第七七号）事件番号索引

事件番号	事件名	法廷	裁判年月日	頁数
昭和二五年(あ)二七一三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、傷害、常習賭博	二小	昭和二八年二月二七日	四七七
昭和二六年(あ)一二六一	酒税法違反	二小	三月二七日	四九一
昭和二六年(あ)一三三六	公文書偽造、同行使、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	一小	三月二六日	二四一
昭和二六年(あ)一五三〇	麻薬取締法違反	三小	三月二四日	一
昭和二六年(あ)一六六八	麻薬取締法違反	三小	三月二四日	一五
昭和二六年(あ)一六九四	窃盗、住居侵入、窃盗未遂	一小	三月二六日	二四五
昭和二六年(あ)一八九八	麻薬取締法違反	二小	三月二七日	四九九
昭和二六年(あ)二〇六二	物品税法違反	三小	三月二四日	三一
昭和二六年(あ)二一二五	殺人	二小	三月二七日	四二五
昭和二六年(あ)二五五八	関税法違反	二小	三月二七日	五〇三
昭和二六年(あ)二五九六	詐欺	三小	三月三一日	六〇一
昭和二六年(あ)二六一〇	窃盗、賍物寄蔵、同牙保	一小	三月二六日	二六七
昭和二六年(あ)二六三三	賍物故買	三小	三月二四日	三七
昭和二六年(あ)二七一八	酒税法違反	二小	三月三〇日	五六九

昭和二六年	(あ)二七六一	酒税法違反	一小	三月二六日	二七九
昭和二六年	(あ)二八四五	酒税法違反	一小	三月二六日	三二一
昭和二六年	(あ)二八五六	窃盗、賍物牙保、同故買	一小	三月二六日	三二七
昭和二六年	(あ)二九六六	恐喝、同未遂、窃盗、銃砲等所持禁止令違反	三小	三月二四日	四五
昭和二六年	(あ)二九六八	放火	二小	三月三〇日	五七九
昭和二六年	(あ)二九八〇	業務上横領	二小	三月二七日	五一五
昭和二六年	(あ)三〇六八	食糧緊急措置令違反、公文書変造、同行使、外国人登録令違反	二小	三月二八日	五五七
昭和二六年	(あ)三〇七七	麻薬取締法違反	二小	三月三〇日	五八五
昭和二六年	(あ)三三二三	強盗	三小	三月三一日	六〇九
昭和二六年	(あ)三三七九	酒税法違反	三小	三月三一日	六一五
昭和二六年	(あ)三四八五	賍物運搬	三小	三月三一日	六一九
昭和二六年	(あ)三四九二	強盗、住居侵入	二小	三月三〇日	五九三
昭和二六年	(あ)三六七一	銃砲等所持禁止令違反	三小	三月三一日	六二九
昭和二六年	(あ)三七一八	傷害、暴行、公務執行妨害	三小	三月三一日	六三五
昭和二六年	(あ)三九一二	業務妨害、建造物不退去	三小	三月三一日	六四一
昭和二六年	(あ)三九二六	食糧管理法違反	三小	三月二四日	五一
		麻薬取締法違反	三小	三月二四日	五五

昭和二六年	(あ)三九七五	強盗予備、銃砲等所持禁止令違反	三小	三月二四日	六一
昭和二六年	(あ)四〇一五	業務上横領	三小	三月二四日	六七
昭和二六年	(あ)四〇三五	傷害致死	三小	三月二四日	七三
昭和二六年	(あ)四四五七	住居侵入未遂	三小	三月二四日	七七
昭和二六年	(あ)四五〇五	火薬類取締法違反	三小	三月二四日	八三
昭和二六年	(あ)四七六五	物価統制令違反、食糧管理法違反	三小	三月二四日	八九
昭和二六年	(あ)四八六三	進駐軍物資窃盗	一小	三月二六日	三三五
昭和二六年	(あ)五〇九五	物価統制令違反	一小	三月二六日	三四五
昭和二六年	(あ)五一一七	賍物故買	一小	三月二六日	三五一
昭和二六年	(あ)五一三八	建造物侵入	一小	三月二六日	三五五
昭和二七年	(れ)二〇一	公文書偽造、行使、詐欺	二小	三月二七日	四七三
昭和二七年	(あ)三〇二一	贈賄、物価統制令違反	三小	三月二四日	九七
昭和二七年	(あ)三〇三〇	物価統制令違反、関税法違反	三小	三月二四日	一一七
昭和二七年	(あ)三一七四	酒税法違反、たばこ専売法違反、食糧管理法違反	一小	三月二六日	三五九
昭和二七年	(あ)三二八九	詐欺、物価統制令違反	二小	三月二七日	五二一
昭和二七年	(あ)三四九四	食糧管理法違反	一小	三月二六日	三六五
昭和二七年	(あ)三五四二	食糧管理法違反	一小	三月二六日	三六九

昭和二七年	(あ)三五七七	窃盗	三小	三月二四日	一二三
昭和二七年	(あ)四一九〇	酒税法違反	三小	三月二四日	一二七
昭和二七年	(あ)四二〇五	食糧管理法違反	三小	三月三一日	六四九
昭和二七年	(あ)四二九六	窃盗	三小	三月三一日	六五五
昭和二七年	(あ)四三〇〇	麻薬取締法違反	三小	三月三一日	六六一
昭和二七年	(あ)四五二六	窃盗	三小	三月三一日	六六九
昭和二七年	(あ)四五三一	詐欺	二小	三月二七日	五三九
昭和二七年	(あ)四七二八	窃盗	一小	三月二六日	三七五
昭和二七年	(あ)五〇二四	殺人、窃盗	三小	三月二四日	一三一
昭和二七年	(あ)五一四五	食糧管理法違反	一小	三月二六日	三八五
昭和二七年	(あ)五二一〇	恐喝、同未遂、暴行、傷害、脅迫	一小	三月二六日	三九三
昭和二七年	(あ)五四四八	窃盗、横領	二小	三月二八日	五六一
昭和二七年	(あ)五六〇一	強盗殺人、死体遺棄	一小	三月二六日	三九九
昭和二七年	(あ)五六六九	詐欺、横領	二小	三月二七日	五四九
昭和二七年	(あ)五八一〇	殺人、放火	三小	三月二四日	二二七
昭和二七年	(あ)六三〇九	住居侵入、強制猥褻、傷害	一小	三月二六日	四一七
昭和二七年	(あ)六五四二	強盗、窃盗	三小	三月三一日	六七三

昭和二七年	(あ)六五六五	窃盗	二小	三月三〇日	五九七
昭和二八年	(し)二〇	窃盗被告事件につきなした上訴権回復請求棄却の決定に対する異議申立を棄却する旨の決定に対する特別抗告の申立	三小	三月二四日	二三七
昭和二八年	(す)八一	強盗殺人被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	一小	三月二六日	四二三

正誤表（最高裁判所刑事裁判集　昭和二八年三月分下）

裁判年月日	事件番号	頁	行	誤	正
三月二三日	昭和二六年(あ)二七三一	目次一	六	暴行。行為等処	暴力。行為等
三月二六日	昭和二七年(あ)五一四五	目次七	九	免訴破棄自判棄却	破棄免訴破棄自判

正誤表（最高裁判所刑事裁判集　昭和二七年八、九月分）

目次中

最高裁判所裁判集（刑事六七号）目次　とあるを最高裁判所裁判集（刑事六七号の(一)）と訂正。

最高裁判所裁判集（刑事六八号）目次　とあるを最高裁判所裁判集（刑事六七号の(二)）と訂正。